

第一百五十四回 参議院法務委員会議録第十ー号

平成十四年四月十八日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動
四月十六日

辞任

小泉 顯雄君

四月十八日

辞任

平野 貞夫君

補欠選任

片山虎之助君
渡辺 秀央君

出席者は左のとおり。

委員長 平野 貞夫君
理事 高野 博師君
市川 一朗君
服部 三男君
千葉 景子君
日笠 勝之君
井上 哲士君
青木 幹雄君
岩井 國臣君
柏村 武昭君
陣内 孝雄君
中川 義雄君
三浦 五月君
江田 一水君
小川 幸夫君
福島 瑞穂君
平野 角田君
浜四津敏子君
森山 真弓君
國務大臣 法務大臣

副大臣

法務副大臣 横内 正明君

大臣政務官 法務大臣政務官 下村 博文君

最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務総局家庭局長

事務局側 常任委員会専門員 加藤 一字君

政府参考人 進本部事務局長 山崎 潮君

法務省民事局長 房村 精一君

法務省人権擁護局長 吉戒 修一君

国税庁次長 福田 進君

司法制度改革推進本部事務局長 山崎潮君、法務省民事局長房村精一君、法務省人権擁護局長吉戒修一君及び国税庁次長福田進君を政府参考人として出席を

する法律案の審査のため、本日の委員会に司法制

度改革推進本部事務局長山崎潮君、法務省民事局長房村精一君、法務省人権擁護局長吉戒修一君及び国税庁次長福田進君を政府参考人として出席を

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(高野博師君) 御異議ないと認めます。
なお、人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(高野博師君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ら成り立っているのか、私など素人にはもう一つちょっとと分からぬところがあります。政府は、先ほど、審議会の意見書に基づきました。意見書の段階では抽象的であったものが今回の計画ではかなり具体的になっておりますので、まあ議論の焦点がある程度ははっきりしてきたかと存じます。それでもなお、私のような法律の専門家でない者にとりましては、今度の司法制度改革が政治改革や経済改革とどう関係しているのかいないます。

○委員長(高野博師君) 政府参考人の出席要求に關する件についてお諮りいたします。

○委員長(高野博師君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔第三部〕

の記述はなく、隣接法律専門職種という「くぐり」での記述で書いてありました。しかも、「職種ごとに実態を踏まえて個別的に検討し、法制上明確に位置付けるべき」、そうとしか書いてないんですね。内容的に今回の法案とのギャップが大き過ぎるのかなという感じもせぬでもないわけあります。

そういうことで、法務省は相当急いでおられるというか無理しておられるのか、そんな感じもあります。いかがでございますが、どのような考え方、あるいは調整をされた結果、法案提出に至ったのか、その辺の経過も含めての御説明を願いたいと存じます。

○國務大臣(森山眞弓君) 司法制度改革審議会におきましては、国民に身近で利用しやすい司法制度というふうにうたっておられまして、その国民の期待と信頼にこたえ得る司法制度を実現するべくいろいろな方からの意見を踏まえまして、二年間にわたる審議をしていただきました。昨年の六月、その提言が出たわけでございます。

その意見の中におきましては、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消するべきということをおっしゃっておりまして、特に司法書士の皆さん方がお持ちになっている専門性を活用するという立場から、司法書士に対して信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与するべきであるということをおっしゃっているわけでございます。

先ほど先生も御指摘くださいました今年の、先生もおっしゃいました政府が閣議決定いたしまし規制改革推進三年計画におきましても、司法書士の訴訟代理権等については、司法制度改革審議会の審議結果等を踏まえて検討して、平成十三年度中に結論を得て所要の措置を講ずるといふことがこれにも書いてございます。

そのようなわけで、国民に身近で利用しやすく、その期待と信頼にこたえ得る司法制度を實現

するという立場から見まして、提言された改革はその準備ができ次第速やかに実現するべきであるというふうに考えまして、司法書士の訴訟代理権等に関する提言につきましてはそれを具体化していく。幸い、準備が整いましたので、この国会に法律を提案させていただいたわけでございまして、これは司法書士だけではなくて弁理士法の改正も既にやつていただいておりまして、逐次、このようなやり方を進めていきたいというふうに思っております。

○岩井國臣君 私は、今度の司法制度改革で強化の確立ということでおっしゃいます。これからは、行政も立法もそうでござりますけれども、特に司法はもつともっと国民とのコミュニケーションを重視していかなければならぬと思います。司法は今まで国民との接触が極めて少なかつた、これからもっともっと司法と国民との接点を増やすことで、二年間にわたる審議をしていただきました。その方の期待と信頼にこたえ得る司法制度を実現するべくいろいろなことを言っておられます。その方の提言が出たわけでございます。

その意見の中におきましては、国民の権利擁護に不十分な現状を直ちに解消するべきということをおっしゃっておりまして、特に司法書士の皆さん方がお持ちになっている専門性を活用するという立場から、司法書士に対して信頼性の高い能力担保措置を講じた上で、簡易裁判所における訴訟代理権等を付与するべきであるということをおっしゃっているわけでございます。

今、私が最も注目しておる哲学者の一人で中村雄二郎先生という方がおられるわけであります。二十世紀の国家像といたしまして、情報ネットワーク社会というものを展望されまして、底力のある自立した個人、そういう存在こそ重要な意義を持っているのではないかというふうに私は考えております。

そこで、そういうことと関連しての質問ですが、法曹人と国民との間に立つ司法書士という存在につきましては、二十一世紀型の法文化の確立という観点から、もつと本質的な意義を持つているのではないかというふうに私は考えております。

○國務大臣(森山眞弓君) 先生が非常に哲學的な御意見、御質疑をいただきまして、いろいろ考えさせられるところがございます。確かに、理屈、理論を申せば、本人が責任を持って自分の権利を自分で擁護する、自分の主張を自分で言うということが本来の姿かもしれないと思いますが、しかし

裁判でも、底力のある自立した個人の存在というものを前提に考えた方がやっぱりいいのではないかと思います。私もそう思うわけですね。裁判でも、底力のある自立した個人の存在となります。私なんか法律の専門家ではございませんから、司法書士のお手伝いがどうしても要るわけあります。私が法廷に立つののがいい、私はそう思うのです。私なんか法律の専門家ではございませんから、司法書士のお手伝いがどうしても要るわけありますけれども、司法書士の助けをかりながら、できるだけ自分で法廷に立つというふうにしますけれども、司法書士の助けをかりながら方がいいのではありませんか、このよう思います。本人訴訟をすることによって、もちろん、本人が法廷に出れないときも当然あるわけありますから、そういう場合には司法書士が代理で法廷に出なければならないわけですが、このよう思います。本人訴訟を原則とした訴訟の在り方というものが法廷に出れないときも当然あるわけありますから、その方がいいのではありませんか、このよう思います。本人訴訟を原則とした訴訟の在り方というものが法廷に出れないときも当然あるわけありますから、その方がいいのではありませんか、このよう思います。裁判というものを普及させることによりまして、我が国に二十一世紀型の法文化というものが育っていくのではないか、中村雄二郎さんの言うところの底力のある自立した個人というものが育つていくのではないか、このように思うわけがあります。

そこで、そういうことと関連しての質問ですが、法曹人と国民との間に立つ司法書士という存在につきましては、二十一世紀型の法文化の確立という観点からも私は誠に大きな期待が掛かっています。その点につきまして、法務大臣はどのようにお考えでございましょうか。

そこで、そういうことと関連しての質問ですが、法曹人と国民との間に立つ司法書士という存在につきましては、二十一世紀型の法文化の確立という観点からも私は誠に大きな期待が掛かっています。その点につきまして、法務大臣はどのようにお考えでございましょうか。

今回、認めていただけるかと思いますが、簡易裁判所における代理権を有する司法書士がもつてたくさんになる、多数に増えるということによりまして、従来に増して国民の間における身近な法律家ということで、その期待と信頼にこたえているだけるものだと思いますし、先生のおっしゃいました自立した個人が自分の考え方で法律的な活動もするべきであるという御趣旨に沿うのではないいかと思います。

がございまして、最近は社会の現象も複雑になっておりますし、それにかかる専門的な知識を必要とする法律もたくさんあるわけございまして、すべての人がすべての法律について詳しく述べるのは難しい、不可能な話でございます。裁判でも、弁護士さんとかあるいは司法書士さんのお手伝いをいただいてということになるわけございまます。そのところは先生も御理解いただいているというふうに承ったわけございますが、しかし一方において、司法というもののが何となく寄り付きにくい、近づきがたい、自分とは余り縁がないというふうに思っている国民の感覚というのもまだあるわけでございまして、その間をつなぐ大変大事な役目を司法書士はやっていただいているというふうに思うわけでございます。

ですから、司法制度がもつと身近な、分かりやすいものになるべきであるということはもちろんです。そのとおりであります。しかし現実の問題として、司法書士の皆さんがもつと役目を持っていたり、大いに活躍をしていただくということもそのためにはないかというふうに考えるわけございます。

ですから、今、司法書士の皆さんは全国にあまねく存在しておられます。登記手続の代理業務とか裁判所に提出する書類の作成業務などをやつていた大体であります。弁護士さんはもちろん大事な存在ではあります。弁護士さんよりも更に広く多くの国民に親しまれている裁判所における代理権を有する司法書士がもつてたくさんになる、多数に増えるということによりまして、従来に増して国民の間における身近な法律家ということで、その期待と信頼にこたえているだけのものだと思いますし、先生のおっしゃいました自立した個人が自分の考え方で法律的な活動もするべきであるという御趣旨に沿うのではないいかと思

○岩井國臣君 もちろん、私は、弁護士さんが本

○若井國臣君　もちろん、私は、弁護士さんが本人に代わって法廷に立つというのは、これはもう当然なん原則というか基本ですよね。それはもう当然なんですかけれども、それ以外にやっぱり底力のある自立した個人というものの存在がありますよ。それで、それをバックアップするような制度には一応なっていますよ。数少ないかもしれませんよ。ですから、やっぱりそういう制度の方が幅があつていいのではないか、このように考えておるわけであります。それが法文化、国民レベルにおける法文化とつながっていくのではないか、このように思うんですね。

そこで法哲学といいますか、法文化といいますか、うなことについてちょっと質問させていただきたいと思いますけれども、今進めようとしておられる司法制度改革というのはいわゆる小泉改革などとどういう関係があるのか、その辺の説明をお願いしたいわけでありますから、小泉総理が司法制度改革についてどのようにお考えになつてているのかといふのをまず法務大臣の御認識をお伺いしたいと申します。

その次に、護送船団型の経済や利益誘導型政治につきましては云々、いろいろ改革すべきでありますけれども、その点に関連いたしまして、法的なインフラ整備としてこの司法制度改革がやはり欠かせないのではないか、そういう意見も当然あるわけですが、ざいます。その辺のお考えをお聞きしたいと思いま

○國務大臣(森山眞司君) 小泉總理は司法制度改革の本部の本部長でございまして、非常にこの問題についても熱意を持っておられます。例えば、「」の国会における施政方針演説の中でも、「努力が報われ、再挑戦できる社会は、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会です。この新しい社会にふさわしい司法制度を築し、国民にとって身近なものとするため、早急に司法制度改革推進計画を策定し、改革を着実に進めます。」と述べておられるところでございました。

す。

我が国の経済社会の構造改革ということは、御存じのとおり今必要であるということで、特に小泉総理が強く唱えておられるところでござりますが、この構造改革というのは明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図るということであり、自由かつ公正で活力のある社会を形成していくために不可欠であるうかと思います。(このような社会では、司法の果たすべき役割が今まで以上に非常に大変重要なになってまいります。

司法制度改革を推進するということは、小泉内閣が進めております薦定改革の重要な部分でもあります。

閣が進むべき道を示す。そこで、その意見を踏まえて、改めて、基本的な部分であるというふうに考えておきまして、不可欠の前提であるというふうに思いますが、司法制度改革の審議会の意見におきまして、も、司法制度改革は政治改革、行政改革等の諸改革の最後のかなめであるというふうに位置付けられておりまして、そのような認識に立っているところでござります。

○岩井國臣君 私は小泉改革の抵抗勢力だとからずとも、そこから見られているようでありますけれども、そんなことはないんでございまして、自分自身としては改革派だと、こう思っているんですね。小泉総理とは考える違う点は当然あるわけではありませんけれども、当然同じ考え方もあるわけですね。民間でやれるものは民間でやればいいでいいのかという考え方。そういう点については全く感想なんです。同じような感覚を実は持つてお

司法改革につきましても、当然、抵抗勢力とうものはあると思うんですね。法の世界も右左、真ん中というのがある。右を進めようとするが反対するし、左を進めようとすれば左が対する。そういうことで、法の世界も法道具主義という右と、インフォーマリズムという左、そからリー・ガリズムという真ん中、大きく分けておるんござりますけれども、私は、そういうのがあるんじやないかな、こう私は実は思われてます。

中でやはりリーガリズムを中心にして据えて我が國の

中でやはりリーガリズムを中心にして我が國の司法改革をやつぱり進めるべきだ、そういうふうに思います。

司法の世界が行政の世界や民間の世界とどのとうに交わるのか、その辺はなかなか難しい問題でしょうけれども、私はこれからあるべき司法の世界というものはやはり裁判に重点を置くべきだと思います。リーガリズムの立場ですね。行政でやれるものは行政でやる、民間でやれるものは民間でやる、私はやはりそうでないといかぬのではないか、それが小泉改革の基本的な物の考え方であります。

そこで質問ですけれども、行政の不本意が、統続しておるわけですね。私は、そもそも行政の自己管理機能が弱いというふうに考えておりますが、審議会の意見では、昨年六月の審議会の意見にきましては、司法の行政に対するチェック機能強化すべき、そのようにあるわけであります。が、その点はいかがでございましょうか。行政内部における自己管理機能の強化を私はまず考えるべではないかと、そのように、ちょっと昨年六月審議会の意見と少し私、感じが違うのかなと思っているんですけれども、その点いかがでございましょうか。

○國務大臣(森山眞司君) 適正な行政を確保していくためには、司法の役割だけではなくて、行自身の在り方も大変重要であるというのはおしゃるとおりでございます。

也々、司法制度審議会の意見では、司法

行政に対するチエック機能の強化につきましては、國民の権利救済をより実効的に保障する観点から、行政訴訟制度の見直しを含めた総合的な角的な検討が求められているところでござります。す。

今後、この意見及び委員御指摘の趣旨を踏ままして、司法及び行政の役割を見据えながら必要な検討を行っていかなければならないと思っております。

○岩井國臣君 ひとつよろしくお願ひしたいと思ふ。

○岩井國臣君 ひとつよろしくお願ひしたいと思
います。

今回の司法制度改革では、ADR、裁判所外紛
争解決制度というものの確立が一つの柱になつて
いるかと思います。その背景なり必要性について
御説明をお願いしたいと存じます。

また、あわせまして、イギリスでは、司法の世
界でも民間でやれるものは民間でどんどんやって
いかばいいじゃないかというようなことでいろんな
動きがあるようなんですが、政府ではその辺の動きをどのように見ておられるの
か、その辺も併せて御説明願えればと存じます。
お願ひします。

ない状況でござります。こういふような諮詢状況を拝見いたしまして、司法制度改革審議会意見書におきましては、國民にとつて裁判を一層利用しやすくしていくことに格別の努力を傾注することに加えまして、ADRの拡充、活性化を図つべきものとされたわけでござります。

ただいま御指摘のイギリスの例でござります。最近、いろいろ改革がされていくようでございまして、委員御指摘のように、民間でできるもののは民間でというような発想で法改正が行われている

というふうに承知をしております。確かに、訴訟の事件が著しい増加をしておりまして、裁判所の負担増加等の問題に対処するという観点から行われたものというふうに承知をしております。

この点につきまして、諸外国は、歐米諸国、様々な改正が最近行われております。やはり国によつて民事司法に関する仕組み、あるいは社会の状況、かなり異なつております。私ども本部事務局といたしましては、こうした諸外国におきますADRをめぐる一連の動向、これを十分に参考としつゝ、ADRが裁判と並ぶ魅力的な解決手段になるように今後も検討を鋭意進めてまいりたいというふうに考えております。

○岩井國臣君 ひとつよろしくお願ひしたいと思います。民間でやれるものは民間でやるという思想総理の考え方は、やっぱりこれ、一つの時代の方向を示しているのではないかというふうに思ひます。民間でやれるものには民間でやるというふうに思ひます。

それから、そのことと関連いたしますけれども、私自身も実は経験しましたが、土地の境界紛争、これが結構多いんですね。いろんなところであります。これなんかはADR、裁判外紛争解決制度でやればいいのではないかと、そんなふうに思ひます。

質問でござりますけれども、今回の司法制度改革でADRが大きな柱になつてゐる。先ほどの説明のとおりでございますが、その中で、土地の境界紛争解決にかかるADRにつきましては、日本土地家屋調査士連合会で十年ほど前からいろんな検討を重ねておられます。やつと昨年から試験的に始められました。法務省では行政委員会型のADRを検討中だというふうに聞いておりますけれども、これはどうなんですかね、ちょっと私の考へでは、できればやっぱり民間型のADRに思い切つてできなかつたかなど、こんなふうに思ひます。しかし、そうはいっても、総合的な検討の結果、行政型のADRがあつてもいいと思ひますけれども、やっぱり何か基本は民間でありますね。しかし、そうはいっても、総合的な

りますけれども、その点はいかがでございましょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、法務省としても現在、土地の境界紛争に関するADRについて検討しているところでございます。また、同時に、日本土地家屋調査士連合会においても民間型のADRを検討され、その創設の一環として境界問題相談センターというものを試行的に実施していると承知しております。

ADRというのは、ある意味では、そういういろいろな、多様なものがそれぞれの特徴を生かしていくというところに意義があるだろうと思つておりますので、民間型か行政型かと二つ択一ではなくて、それぞれがその特色を生かしたADRを作り、協力しながら全体として境界に関する紛争を的確に解決するような仕組みにしていく

そういう意味では、境界問題について非常に豊富な経験と専門的知識を有している土地家屋調査士の方々が民間型ADRを創設しようということ

で努力をなさっているのは非常に貴重な努力だと思いますし、是非積極的にその能力を發揮していただきたいという具合に考えているところでございます。

○岩井國臣君 ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

土地家屋調査士というのは、不動産登記だけじゃなくて、土地の境界確認などにつきまして、専門家として国民の不動産に関する権利保護を図るということが当然あるわけありますが、そのほか、土地という最も基礎的な行政財産の明確化を図つていくというふうな重要な役割も持つておる、こういうことだと思います。

いろいろと土地家屋調査士の皆さん方、御活躍であるわけありますが、そういう中で、近年、土地境界の鑑定人でありますとか土地境界紛争の専門調停委員というふうな形でその専門的知見

や豊富な経験を生かすというふうなことでいろいろ期待もされておると、こういうことであるかと思ひます。

そこで、そのことに関連しての質問でありますけれども、今回の司法制度改革に当たりましては、土地家屋調査士の専門的知識を活用するため協力しつゝ、社会全体として紛争を的確に解決していくというところに意義があるだろうと思つておりますので、民間型か行政型かと二つ択一するというスタンスから大事ではないかと、そのように考えるわけでござりますけれども、いかがでしょうか。

○副大臣(横内正明君) 私から御答弁を申し上げます。

司法制度審議会の最終意見書では、土地家屋調査士につきまして、その専門的な知識を積極的に活用していくということを述べているわけござります。その述べた箇所を御紹介をいたしますと、「その専門性を訴訟の場で活用する必要性や相応の実績等が明らかになった将来において、出廷陳述など一定の範囲・態様の訴訟手続への関与の在り方を個別的に検討することが、今後の課題として考えられる」というふうに述べております。

委員も御指摘のよう、土地家屋調査士さん、土地の境界問題について豊富な経験・知識を有する専門家として国民の不動産に関する権利保護を図るわけでござります。同時に、境界紛争が非常に増加をしているというのも御指摘のとおりでございまして、そういうものに積極的に活用していくということは当然将来の課題としてあるわけござります。

したがいまして、土地家屋調査士さんの出廷陳述権とかあるいは訴訟代理権といったものを付与するということにつきまして、その土地家屋調査士さんの専門的な能力というものを訴訟の場で活用する必要性が高いかどうかという判断。それ

からもう一点は、今、委員が御指摘がありましたが、既に土地家屋調査士さんも訴訟の場でいろいろ形で活躍をさせていただいております。鑑定人だとかあるいは調停委員というようなことで活躍をしていただいておりますけれども、そういう土地家屋調査士さんの訴訟の場での活躍の実績ですね、そういうふうなものを勘案をしながら将来に訴訟の代理人にやはりしていくという考え方、前向きに検討をしていく必要があるというふうに考へております。

○岩井國臣君 それでは次に、土地家屋調査士さんのお仕事との関連でありますけれども、登記手続の関係について質問させていただきたいと思ひます。ITとの関係、電子政府との関係であります。

前回でしたでしようか、この委員会で登記の汚れといいますか、成り済ましの話があつたかと思ひますけれども、権利と義務に関する場合、本人確認というのが極めて重要になつてきているのではないかというふうに思います。司法制度改革を進める場合に、私は、e-Japan計画との関連もこれあり、電子化は大いに進めなければならぬものと考えますけれども、一方でやはり本人確認の問題という、権利とその保護という問題があるわけでありますから、登記手続の電子化におけることは、本当に重要な課題であります。

そこで、質問に入るわけでありますけれども、年間一千万件、一千万件というものは物すごいですね、一千万件の不動産登記のうち本人登記は現在一割もないというふうに言われておりますけれども、今後はやはり自立的な個人の増大、先ほど冒頭に申し上げましたようなことでございますけれども、そういった自立的な個人の増大とともに、不動産登記の本人登記というのも次第に増えていくのではないかというふうに私は感じております。

不動産登記の電子化が進んだ場合に、同時に成り済ましという不正行為も増えていくのではない

大変なことになると、我が国の経済取引に大きな混亂を引き起こしかねないよう思つてございます。この問題につきまして、司法書士関係、司書士団体の意見も十分聞くなどして、慎重な御検討をお願いしたい。拙速はやはり避けなければならぬのではないかと、そのように思つわけであります。しかし、その不動産登記の電子化ということにつきまして、ひとつどのように今お考えになつてゐるのか、お聞かせいただきたいと存じます。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、登記というものは、最も国民にとって重要な財産である土地、建物、この権利義務関係を明らかにするものでござりますので、これが信頼できないといふことになりますと経済取引の安定性が非常に害され、そういう意味では、これをどうやって信頼できるものにするかということが非常に重要な問題でございます。

現行法では、そういう意味で、登記の正確性、

それから適法性を確保するために、登記をするに

は当事者が出頭をしなければいかぬという当事者

出頭主義、そして権利を譲り渡した者と譲り受けた者と双方が共同して申請をするという共同申請主義、それから書面できちんとした添付書類を付けて申請するという書面主義、こういうものを取つてその真実性の担保を図つておられるわけでございます。

御指摘のように、現在、登記事務につきまして

もコンピューターで処理をするコンピュータ化、更に進みまして、その登記の申請そのものを

オンラインで可能にするということを検討してお

ります。オンラインで申請を認めるということに

なりますと、今申し上げたような当事者出頭主義

であるとか書面主義であるというのは、これは当然取れなくなつてしまつますので、従来の方法に代わる真実性、適法性の担保をどうするかということが非常に重要な問題になつてまいります。

そもそもオンラインでの申請を認めようということは、申請人がわざわざ登記所に出頭しなくて

も登記ができるんだという国民の利便性というこ

とが非常に大きな考慮要素でございますので、手続としてはできるだけ利用しやすい簡単なものがよろしいわけでございます。

ただ、一方、その簡単な手続にすることによつて登記そのものが信頼できなくなつてしまつては、これは登記の目的を達することができませんので、その兼ね合いをどうするかということで現在検討を進めているところでございます。

現行の印鑑証明書とか登記済証というようなものをお求めて信頼性を確保しているわけでございますが、これに代わるようなオンライン上のものとしては、例えば印鑑証明書に代わるものとして

は住基システム等を基礎とする公的個人認証サー

ビスというような電子署名あるいは電子証明書と

いう制度が既に実用化されております。

ただ、これを登記のオンライン化に導入するに

当たつて、具体的にどういう形で利用するのかと

いうようなことを検討する必要がござりますし、

また、御指摘のよう、御本人で申請する場合と

いうのが数が少なくて、多くの場合は司法書士の

方々が代理人となつて申請をされますので、その

場合の代理権の証明をどういう具合にして行うの

か、こういうような問題、あるいは、登記済証と

いうのは非常に今貴重なものとして国民の間にも

定着している制度でござりますが、電子的な申請

にしたときに従来の登記済証に代わるようなもの

を一体用意する必要があるのかどうか、そういう

点もござります。

その他もうろのことがござりますので、でき

るだけ早くオンライン化をしたいと思つますが、

同時に、安心して利用していただける登記制度に

するため、今のような問題点を早急に検討して

オンライン化をしたいと考えておるところでござ

ります。

○岩井國臣君 やはり、e-Japanとの関係

で、これはもう積極的にオンライン化を進めなければならぬ。しかし、片方で本人確認の問題、

これは戸籍でもあるわけですから、本人確認

の問題がある。しかし、この登記、土地の登記に

ついで、これはやっぱり悪意を持つて成り立まつてやられる方も、これは増えていくおそれがあつてあるわけですからね。そうすると、なかなか難解な問題だと思いますね。

そこで、やはり私は、行政書士、言葉は悪いですけれども、かむ形で、いい一つの解決方法が出でてくるのではないかなどという感じがいたしますの

で、ひとつ十分、司法書士関係団体の意見も聞いていただくなどして、要するにその土地の登記に

ついて遺憾のないようにひとつよろしくお願ひし

たいと思います。

小泉改革と俗に言つわけでありますけれども、

橋本内閣のときには橋本改革というのがあります

た。あのときは、第三の民主主義改革というよう

なことが言われたかと思います。第三という意味

は、明治維新と戦後改革に匹敵する第三という意

味でありますけれども、私は、トニー・ブレアの

言つた第三の民主主義改革という意味合いをも感じ

ております。右でもない左でもない改革、右とも

いえば右かも分かりませんが、左といえば左かも

分からぬ。しかし、真ん中というのが当然ある

わけで、それが中心だと思います。

行政の論理とそれから民間の論理のどちらの論

理にも偏らない中立公正な論理に立つて、ただひ

たすら人類の英知を追い求め、人類の英知を発揮

する、そういう立場、つまりリーガリズムの立場

を中心としてやはりやつていくのがいいのではな

いか。もちろん行政の世界にやや踏み込んだ法

道主義、あるいは民間の世界にやや踏み込んだ

インフォーマリズムを全面否定するわけにはいか

ぬわけでありますけれども、そういう側面をも含

む司法制度にならざるを得ないと私は思つた

も、やはり私は裁判所らしいのがいいと思いま

す。

立法と行政と司法、三権分立ということであり

ますから、それぞれ独立しているわけであります

。司法が行政の代わりをするというわけには

やつぱりいかないし、同時に民間のできるところ

まで乗り出していくというのもやはり時代の流れ

からしていかがなものかなと、こんなふうに思つ

んですね。

行政訴訟でも和解勧告というのが時々あります

。私も経験したことがありますが、民事訴訟

では裁判官は和解勧告というのを通常やられる。

しかし、あの辺はちょっとどうなのかなという感

じを私は実は持つておるわけであります。

日本の文化というものは村社会の文化であります

から、争いというものは本来的に好まない文化

なんですね。死力を尽くして戦うということは大

変やらないんです。まあまあというようなところ

で収める。しかし、これから時代は河合隼雄さ

んが言つておられますように、そういう日本文化

と西洋文化の言うなれば矛盾システムを生きてい

かなければならない、このように思います。もは

や村社会の論理だけでは駄目だということだろう

と思います。やっぱり大岡裁きというのはいかぬ

のではないかな、もう時代の流れからしてどうか

かなければならぬ、このように思います。もは

や村社会の論理だけでは駄目だということだろう

と思います。やっぱり大岡裁きというのはいかぬ

○政府参考人(房村精一君) 従来、司法書士の方々の果たしている役割としては、やはり何といつても登記が非常に大きいわけでございますが、それと同時に、裁判所あるいは検察庁に提出する書類の作成とか、法務局での供託関係とか、そういうものを適切に処理するために国民に手助けをするとき、こういう役割を果たしてきたわけでございます。そういうことから、国民に非常な身近な存在で、全国的な分布を見ましても、弁護士の方に比べれば非常に幅広く全国に所在しているという特色があるわけでございます。

今回、そういう分布の特色、あるいは従来培ってきた専門性、こういうものを活用しながら、簡易裁判所における訴訟代理権という新たな権限を付与することをお願いしているわけでございますが、司法書士の将来像としては、私はやはり国民にとって一番身近な法律家だということを中心ではないかと思っております。

ると思つておりますので。

そこで、その研修を 指定はいつ行うんです
か。その今言つた司法書士会に研修をゆだねると
いうか指定をするというのは、いつ指定するんで
すか。

○政府参考人(房村精一君) この改正法が施行されまして、同時に多分、省令を制定して法人を定めるということになると伺いますし、その定めた法人から研修についての指定を求められれば直ちに行うということにならうかと思っております。

○角田義一君 この法律を見ると、施行の期日は平成十五年、来年だ、来年の四月一日からになっているんですね。そうすると、今あなたがおっしゃる指定というのは来年の四月一日過ぎに指定するんですか。

○政府参考人(房村精一君) そういうことになります。

（角田新一君）本当に今、私ども一生懸命こうやつて審議しているわけだ。今年は、今月はまだ四月ですよ。来年の四月一日まで何しているんですか。

は、先生のおっしゃるように、從来、司法書士の方々は書面作成は業務として行われておりますが、現実に立つて弁論をしたり尋問をしたり、あるいはその内容としての異議を述べたりということは経験をしておりませんし、更に言えば立証計画をどう立てるかとか、実務法律家として法廷業務を行うことについての訓練をしてその能力を身に付けていただきなければいけない。しかも、それを限られた時間でやらなければいけないということになりますと、どんな研修をするのかということを現に今検討されているようございますが、それをまず決める必要がございまして、またそうした場合に、その事業内容を具体的にどのようなものにするのか、その教材をどうするのか。これは、今までのつき合いの教材というわけには多分いかないだろうと思りますので

書士さんとのところへ行ったら、いや、まだ研修が済んでないんだ、準備中なんだ。大体終わるのが秋だと、九月ごろだと。食堂だって準備中といふのは一時間もすれば始まるんですよ。お店を開くんだよ。ちょっとと例は悪いけれども。これ、半年も待たされて、これでやっと研修が終わりましたのでこれから、じゃ事件をお受けしましようなんて、そんなのは国民の立場からいってたら冗談じゃないという話になるんですよ。いいですか。何でそんなののろのろした、ぐだぐだしたことをやるのか。

これ、大臣がこれを指定すると。指定するというの、何というか、研修を任せる団体として指定をするということですが、それは附則を改正をしなければできないの。附則を改正をして、公布はもうこれで通れば公布になるんだから、公布して速やかにその指定をすることができるというこ

書士さんのところへ行つたら、いや、まだ研修が済んでないんだ、準備中なんだ。大体終わるのが秋だと、九月ごろだと。食堂だって準備中というのは一時間もすれば始まるんですよ。お店を開くんだよ。ちょっとと例は悪いけれども。これ、半年も待たされて、これでやっと研修が終わりましたのでこれから、じゅ事件をお受けしましようなんて、そんなのは国民の立場からいつたら冗談じゃないという話になるんですよ。いいですか。何でそんなのろのろした、ぐだぐだしたことを行つたのか。

处分等にも関して訴訟代理人となるわけでござりますので、その訴訟代理人としての的確な能力を保るために研修を充実したものとするということとも同時に必要なことだと思っております。

そういう意味で、日司連において今鋭意努力をされておりますけれども、日司連においてもそれなりに充実した研修体制を整えるためには相当の期間を要するということが実情としてあるわけでございますので、私どもとしては、そういった事情も踏まえてこの四月一日施行ということにいたしましたわけでございまして、また事前の準備については日司連と法務省と緊密な連絡を取つてできるだけ早く研修が開始でけるような努力はしたいと考えているところでございます。

○角田義一君 いいですか。じゃ、ちょっとこれ

は法律の理屈というのは余り僕は好きじゃないんだけれども、四月の一日に施行することができる

处分平等にも関して訴訟代理人となるわけでござりますので、その訴訟代理人としての的確な能力を保のための研修を充実したものとするということとも同時に必要なことだと思っております。

そういう意味で、日司連において今鋭意努力をされておりますけれども、日司連においてもそれなりに充実した研修体制を整えるためには相当の期間を要するということが実情としてあるわけでござりますので、私どもとしては、そういった事情も踏まえてこの四月一日施行ということにいたしましたわけでございますし、また事前の準備につい

私どもとしては、まだ事実上、先ほども申し上げましたが、準備を進めているのは日司連ですし、他にそういうことを考えている法人もないわけでござりますので、事前にできるだけ連絡を取りつて、申請があつた場合に直ちに判断できるような体制を整えてできるだけ早く施行したいと、こういうことを申し上げているわけでござります。

○角田義一君 これ予算委員会だつたら止めますよ。予算委員会だつたらこれ止めちゃうよ、そんなこと言つてはいるんぢや。ここは委員長に敬意を表して私は止めないけれどもね。こんなばかに理屈ないですよ。四月一日から施行するんだから、四月一日から業務ができるようになるのが当たり前じゃないですか。そのためにはどういうふうに準備をするいぢよ。そしょくまつりつづ

でござります。
私どもとしては、ただ事実上、先ほど申し上げましたが、準備を進めているのは日司連ですし、他にそういうことを考えている法人もないわけでござりますので、事前にできるだけ連絡を取りつて、申請があった場合に直ちに判断できるような体制を整えてできるだけ早く施行したいと、こういうことを申し上げているわけでございます。角田義一君 これ予算委員会だつたら止めますよ。予算委員会だつたらこれ止めちゃうよ、そんな

教材を作る必要があるだろうと思ひます。また、そういう教材を用いてこういった内容の授業をしていただくのにふさわしい人たちをどうやつて確保するのか。もちろん、弁護士会とか裁判所とか、あるいは法務省とこういうところの協力を得て行うことにはなると思いますが、やはり初めての研修でそれなりの人たちをそろえなければならぬ。場所の確保もありましようし、そういった作業を現在、日司連においてやっているわけでござりますが、これはやはり初めての試みでもありますので、私どもとしては、そういった準備も含めて来年の四月の施行までには何とか体制を整えてもらって、その時点です申請をすれば直ちに承認ができるということにしたいと考えていいわけございます。

とにしなければ間に合わないというのであれば、これは先生方の御理解をいただいて、別に内容に入るわけじゃないんだから、国民のためにこれは改正して衆議院へ送つたらいいと思うんですよ。私は。そこまで考えていいんですか。

じゃ、あなた方が今言っている司法書士さんや何か教材を作らなきゃならぬというのは、これは何、事实上やつてているということじやないですか。それは法務省は何も言えないのでしょう、相談できないでしょ、事實上なら。はつきりもつてしまつと、例えばもう五月なら五月に指定して、そして司法書士会と相談をして、どういう教材がいいんだ、どういうスタッフをそろえていったといいんだと、そして四月一日になつたら店開きができるんですよ。みんな依頼者が来たら今日から代理できますよ、法廷へ立つてあげますよ、これが国民の立場に立つた一つの制度改革じゃないですか。何でそんなにぐずぐずしているんだね。

○政府参考人(房村精一君) 一刻も早く利用できるようになりますということでももちろん国民にとって求められていることだと私は思つておりますが、しかし同時に、国民に対しても最も重要な材質

ならば、それじゃ、それ四月一日以降じゃなければ指定できないとさっきあなた言ったんだよね。指定できないものを事実上今やっているわけですよ。そういうあいまいなのじゃなくて、四月一日より前に指定をしたらしいんですよ。指定をして、さつちり指定をした上で法務省と司法書士会連合会と相談をして、どんどんどんどん仕事を進めていけばいいんだ。それを附則か何かを改正しなきゃできないとうんなら、先生方の御理解を得て、理事会で私は議論してもらいたいんだだけれども、ちゃんと建前上やれるようにしなきゃ、これは国民のためにならないでしようが。あなたのようなことを言つておったんじゃ駄目、私、はつきり申し上げるけれども。何でそういう感覚なんだね。ちょっとともう一遍。

○政府参考人(房村精一君) 基本的に、法人を指定するのは、法人がこういった研修を的確に行うにふさわしい法人かどうかということを判断して省令で定めるわけでござりますので、実際にその法人がどういう研修を検討し、そのためのどういう体制を整えているということを確認した上でなれば最早内閣官房まで盛り込んだことは誰もいって

ならば、それじゃ、それ四月一日以降じゃなければ指定できないとさっきあなた言つたんだよね。指定できないものを事実上今やつてはいるわけですよ。そういうあいまいなのじゃなくて、四月一日より前に指定をしたらしいんですよ。指定をして、きっちり指定をした上で法務省と司法書士会連合会と相談をして、どんどんどんどん仕事を進めていけばいいんだ。それを附則が何かを改正して、理事会で私は議論してもらいたいだけれども、ちゃんと建前上やれるようにしなきゃ、これは国民のためにならないでしようが。あなたのようなことを言っておったんじゃ駄目、私はつきり申し上げるけれども。何でそういう感覚なんだね。ちょっともう一遍。

○政府参考人(房村精一君) 基本的に、法人を指定するのは、法人がこういった研修を的確に行うにふさわしい法人かどうかということを判断して省令で定めるわけでございますので、実際にその法人がどういう研修を検討し、そのためのどういう体制を整えているということを確認した上でなければ最終的な省令に盛り込むことは難しいわけでございます。

私どもとしては、ただ事実上、先ほども申し上げましたが、準備を進めているのは日司連ですしあるにそなうことを考えてる法人もないわけでござりますので、事前にできるだけ連絡を取りつて、申請があつた場合に直ちに判断ができるような体制を整えてできるだけ早く施行したいと、こういうことを申し上げておるわけでござります。

○田中義一君 これ予算委員会だつたら止めますよ。予算委員会だつたらこれ止めちゃうよ、そんなこと言つておるんぢや。ここは委員長に敬意を表して私は止めないけれどもね。こんなばかな理屈ないですよ。四月一日から施行するんだから、四月一日から業務ができるようになるのが当たり前じゃないですか。そのためにはどういうふうに準備をするんだよ。そんなんぢやね

○政府参考人(房村精一君) 簡裁の実務、必ずしも詳しくないんですが、一般的……

○角田義一君 詳しくないなら調べてきてください、そんな。詳しくないなんて、それはちょっと聞けません。そんなこと、国会通らぬよ。

○政府参考人(房村精一君) はい。

一般的には、例えば親族等の身近な方で本人が十分法廷で述べられないという場合に代理人に許可をされるとか、あるいは会社の従業員でその事件についてそれなりの知識があつて手続が進行できるという方に許可を与えているという具合に承知しております。

○角田義一君 それはそう。親族だとサラ金の業者の従業員は訴訟代理権、許可されているでしょうか。どうですか。

○政府参考人(房村精一君) ですから、従業員で知識を持っている人が許可を受けているということは実情としてあると理解しています。

○角田義一君 その人は、司法書士さんのように、今度はこれから代理権をもらうだけれども、研修受けているんですか、弁論やっているんですか、証人喚問のことやっているんですか。

○政府参考人(房村精一君) 別にそのような研修等はございません。

○角田義一君 その人は、いいですか、強制執行の代理権ありますか。

○政府参考人(房村精一君) こちらは、強制執行の関係はまた民事執行法の十三条に許可を裁判所がござりますので、そちらを利用している場合もあると思います。

○角田義一君 民事執行法十三条で許可を裁判所へ出せば大体許可をもらって強制執行しているんですよ。サラ金のあんちゃんが、全部、裁判所から許可をもらっちゃ強制執行やっているんだよ。別に研修を受けちゃいないんだよ。これ、大問題になっているんですよ、いろいろ。問題はあるけれども、現実はそうだ。

特別な研修受けて弁護士と同じようなことをやる人がなぜ強制執行の代理ができないのか。合理的

な理由の説明ないじゃないですか。そういうこ

○政府参考人(房村精一君) 一般的に、今申し上

げましたように、親族であるとかその会社の従業員という者に許可を与えて認めているわけあり

ますし、司法書士の場合には、弁護士と同じよう

に他人の法律事務を処理するために職業として行

うということで、それはそういう違いが起つて得

るということだと思います。

○角田義一君 冗談じゃないよ、あんた。サラ金のお兄ちゃんはね、正に職業として強制執行ばかりやっているんだよ、あんた。職業として強制執行ばかりやっているんだよ。

今度はプロが、立派な職業人たる者が、じゃ、強制執行やるときには許可をもらうの。それが唯一の救済策か。どうなの。

○政府参考人(房村精一君) ですから、申し上げたように、司法書士の方々に今回付与されているのは簡易裁判所の訴訟事件の代理、それから調停事件、それから即決和解事件の代理権でござりますので、そもそも司法書士の業務として強制執行事件について代理人となるということは含まれておりません。

○角田義一君 だから、許可をもらわなきゃできないのかと聞いておるんじゃないですか。一旦許可をもらわなきゃできないのか聞いておるんだよ。

○政府参考人(房村精一君) ですから、今回の法律では、司法書士の業務として強制執行事件について代理人になることが含まれておりませんので、司法書士にはその強制執行の代理権は与えないと明文があるんですね、明文があるんですか。明文が、排除する明文があるのかね。私の言っていること分かる。

○政府参考人(房村精一君) いや、ですから、強制執行法の十三条で許可を与えるかどうかという

のは裁判所の権限でございますので、それは、その許可が与えられた場合に民事執行法上代理権があるかどうかということでございます。

○政府参考人(房村精一君) こちらの司法書士法の方は、司法書士が業務としてそれを行えるかどうかということです。それで、その業務範囲に入つていなければ業務としては行えない。場合によりますと、それが法律事務であつて、他人から報酬を得てると弁護士法七十二条の問題が生ずるという、そういう関係でございます。

○角田義一君 じゃ、サラ金のお兄ちゃんは商売のようにはんぱんぱん強制執行できるけれども、司法書士さんが、じゃ、今、法律で大変だからといって、強制執行の許可をもらいたい、強制執行の代理の許可をもらいたいと、裁判所は許さないわけ。サラ金の業者のお兄ちゃんには執行権

を許して司法書士には許さないのか。そういうことになるよ、あなたのことでいいたら。

○政府参考人(房村精一君) 裁判所の許可の問題

ではなくて、この司法書士法の業務範囲の問題でござりますので、司法書士法で今回新たな業務とされた代理権でございますから、それ以外の、今回認められていない強制執行の代理人となるのは司法

書士の業務に入つていないということを申し上げているわけでござります。

○角田義一君 冗談じゃないよ、あんた。サラ金のお兄ちゃんが仕事としてどんどんどんどん強制

執行やって、民をいじめると言つちゃ悪いけれども、やっていてだよ。それを認めておいてだな。

いいですよ、じゃ。訴訟の代理権しかないようにしても、許可があれば強制執行代理権を与えること

ができるんだから、民事執行法は。じゃ、民事執

事務執行法の十三条には、司法書士にはその強制執行の代理権は与えないと明文があるんですね、明文があるんですか。明文が、排除する明文があるのかね。私の言っていること分かる。

○政府参考人(房村精一君) いや、ですから、強制執行法の十三条と隣接法律専門職種の規定があるわけではございません。

○政府参考人(房村精一君) ですから、先ほどから申し上げておりますように、民事執行法十三条の許可を司法書士に与えられないという明文の規定がある

申しあげておるのは、今回の改正で新たに付けたところです。そこで、民事執行法十三条の規定が規定されておりませんので、その十三条の加わる業務の中に強制執行の代理人になるということが規定されておりませんので、弁護士法七十二条に許可を得て行った場合に、弁護士法七十二条についての問題が生ずるということを申し上げているわけでございます。

また、弁護士法七十二条と隣接法律専門職種の業務との関係につきましては、司法制度改革審議会の最終意見で、弁護士法七十二条については、少なくとも、規制対象となる範囲、態様に関する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容等の実態も含めて、その規制内容を何らかの形で明確化すべきであるという提言もされて

いるところでございますが、私どもが申し上げて

いるのはそういうことでございまして、民事執行

法上、司法書士に許可が与えられないとか、ある

いは民事訴訟法上許可が与えられないということ

を申し上げておるわけではございません。

○角田義一君 だから、運用としてやらざるを得ないということでしょう。運用として裁判所が許可することまで否定できないでしょ、局長、

がいいと思うんですよ。改正して、委任を受けた方

者については強制執行を認めるというふうに法律を改正した方が依頼者の立場から見れば親切なんですよ。

せめて、それがもし仮にできない——これもまちよつと理事会で私は議論してもらいたいと思

うだけれども、こんな難しい改正じゃないん

です。せめて、もしそれができないんならば、たぶん、強制執行法十三条において裁判所が執行を許可する。これを排除する明文は全くないんだから、運用はそれでやる以外ないですよ、運用は。そ

うじゃないの、あなた、こつくりしているけれども。

○政府参考人(房村精一君) ですから、それはあくまで裁判所の御判断でござりますので。
○角田義一君 これはまた後で協議してもらいたいと思うんですけども、私は欠陥だと思うんですね。この法律改正案の一いつの欠陥だと思います。

と。勝った負けたになるということもあるわけですね。当然、裁判ですから勝った負けたになる。負けた、控訴したいと。本人はもちろん控訴できますけれども、その控訴の代理権、これは与えられてますか。

訴の代理権は与えられておりません。
○角田義一君 指控の代理する与えない合理的の理
由を言ってください。
○政府参考人(房村精一君) 今回の意見書では、

要するに簡易裁判所における代理権を付与すると
いうことになってしまいます。控訴の提起というの
は控訴審に対する訴訟行為ですので、基本的に簡
易裁判所の審級における代理権には含まれないわ

けてございます。その点は民事訴訟法においても審級代理の原則が取られておりますので、受任した事件について控訴を提起するためには特別の委任がなければならないという規定が、民事訴訟法のたしか五十条だったと思いますが、規定が、五

十五条ですね、失礼しました。ござりますか、そういうことから、一般的に審級代理の代理権の範囲としては上訴の提起は含まれないということになります。

そういうことからすると、今回の簡易裁判所の訴訟代理権の範囲として上訴を含める、上訴権は含まれないということにならうかと思います。

また、現実的な問題といたしましても、控訴状を提出いたしまして、例えば上級審で控訴状の補正を命じようと思いましても、既にそれはもう完全に控訴審での訴訟活動ということになりますので、代理人としてはそれに応ずるわけにもいきませんし、また代理人として表示された控訴状が

手方に行きますと、控訴審においてもその人が代理人として活動するという誤解を招きかねない。そういう観点から、今回、代理権の範囲とし

では控訴の提起は除いてござります。
ただ、どうしても急遽、控訴だけはしておきたいという、当事者が希望する場合には、司法書士は裁判所に提出する書類の作成権限は与えられて

てやつて、これを本人が持つていけということになるんだね。本人が裁判所へ持つていけということになる、代理人が持つていけないんだから。こういう、利用者の立場に立てば不便なんですよ。これは今後、ちょっとと先生方には是非お考えをいただきたいと思います。

それからもう一つ、報酬の問題について聞きたい。

ちゃんとだよ。私は弁護士やっていて、このご
全然実務やっていませんけれども、そういう相
なんだから、先生は幾ら払ったらいいんですか
後うつ。支つてよしとく、うるさいよ。

度
幾らと 最大の惜みなんですよある意味では
それで、逆に言うと、変な話だけれども、一

の弁護士さんというものは上手に上納金をちゃ
ともらう。冥加金じゃないけれども、喜んで
あ有り難いといってお出ししてもらつてもらう
いうのがこれが最高の弁護士なんです。本當な
だよ、これ。それ、嫌み言われながらこんな金

が
らつていては駄目なんだ。それは一流の弁護

で
お
る
士さんもそうなるんだよ。ところが、報酬規定
じゃないんだよ、まだ。と同時に、今度は司法
一切ない。その凶み、どう解決するね。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、

護士あるいは司法書士を利用する場合に、一体

の事件を依頼して幾ら払わなければいけないか
うのは、利用する国民にとって非常に大きいな

心事だらうと思います。そういう意味で、従来

会則で報酬基準が定められていたということは

利用する国民にとってそれなりの田安となるわざになります。利用者二三つで六七八段列車

ありますので利用者はとても大きな役割を
なしていったのではないかと私はも思つてゐります

す。 たして したの でにかしが 稲の おもて思ひ 一木に

ただ、申し上げましたように、この資格者間

い
おける競争を活性化する観点から、資格者にお

る報酬基準を削除するという、要するに、会が

ういう報酬基準を決めるのは競争制限のおそれ

あるといふことではあります
たゞ、利用する立場からいえば、それは事前

の利用したときにどういう報酬になるかということ

けでありますので、今後の問題といたしましては、会が一律にそういう基準を作るということになると、今回、会則から削除されましたのでなくなるわけであります。少なからぬ個々の司法書士の方々は、自分を利用した場合にどういう報酬の基準になるのかということを利用者に当然示していただかなければならぬでしようし、そういう意味で、個々の資格者がそいつた報酬基準を事務所に掲示するというようなことを会則で義務付けるということは十分あり得るわけでござりますし、また、会の方が自己の会員のそいつた報酬基準を調べまして、平均的な報酬基準はこういうことで定まっているという事実をインターネット等で公開するということは当然あり得る、あるいは現実にどのくらい取られるといったようなことを公開することもあるいは考えられるかも知れません。報酬の定め方という基本的な考え方を公表するということも考えられると思います。

私どもとしては、この閣議決定の競争を活性化するという観点と並んで、利用する国民が自分が利用する場合にどの程度の報酬を支払わなければならぬかということを事前に分かるよう、そういう安心して利用できる制度にする必要があるだろうと思っておりまして、その競争活性化と矛盾しない範囲でそういう工夫をしていきたいと。また、会においてもそういうことをお考えになつてはいると承知しております。

○角田義一君　あんたね、あんたねなんて言っちゃ悪いけれども、あなたよ、霞が関について雲の上にいるとそういうことになっちゃうんだよ。霞が関について雲の上にいるとそういうことになっちゃうんだよ。全然庶民の感覚が分かっていない、あんた、失礼だけれども。

いいですか、自分の事務所の報酬の表示をじろりといふんだよ、それは基準じゃないんだよ。自分がこれだけもらいたいというのが張つてあるだけの話なんだよ。そうすると、依頼者は、ああ、この先生はこの程度かと。スーパーで物を買うう

のうちを回って、このうちはどうなんだ、あ、ここのおちはこれは安いと。一軒一軒回って、安い、一生懸命やってくれるかなと選んで、全部回って決めるのかい。そんなばかなことできないでしよう。

いいですか、競争原理、競争原理と言うけれども、競争原理に同じむことなどないことがあるんだよ、世の中。同じまないこととは、競争原理になじまないことまで競争に持っていくじゃ駄目なんだよ。少なくとも、目安、それは基準なんだよ。そのものは、それは事務所にちゃんと表示されててかかるべきなんだよ。私はこれだけもらいたいというのは、それは標準でも何でもないんだよ、目安でも何でもないんだよ、それは自分の欲望だ、はっきり言えば。そんなもので世の中通らないんですよ。

だから、私はこの報酬規定を削除するというのはどうにも理解できない。私は保守派だからね、守旧派だからと言うけれども、駄目だ、これは。これは、立場に立ってごらんなさいといふんだよ。あなた、偉くなっちゃって霞が関の上に行っちゃっているから庶民感覚全く分からんじゃないの。どうなんですか、私の言っていること、間違っていると思うの。全然暴論で、とんでもないと言っていると思いますか。

○政府参考人(房村精一君) この規制改革推進三年計画の基本的考え方方が、正にそういう会、資格者団体が基準を定めるということが競争を活性化する観点から問題があるということで、こういう閣議決定に至っているわけでござりますので、私どもとしては、それを尊重して、会が基準を決めることにいたしているわけでございます。

ただ、利用者の目から見て分かりにくいというものは御指摘のとおりだろうと思いますので、個々の方にやっていたらしく同時に、資格者団体において、そういった平均的にどの程度の報酬額の定めになっているかというようなことをインター

ネット等を通して公開することによって、利用者が個々の事務所を見てその報酬基準を幾つも見比べなくとも、自分が依頼しようとする人がどの程度の報酬なのかということが分かるようなことは可能ではないか、そういったことを会等において検討しているのではないか、その方法が競争を活性化するという観点と利用者の安心して利用できるということとの調和を図る方法ではないかと申上げておきます。

○角田義一君　あのね、基本的にこういうことなんですよ。それは、事件をやって処理するんですね。それには、生活もしていかなきゃ、事務所も運営していかなきゃいかぬと。だけれども、弁護士さんなりあるいはこれから訴訟代理権を受ける司法書士さんの眞の競争というのは、さっき岩井先生が言ったとおり、依頼者のためにどれだけ戦って頑張ってくれるか、そしてどういう成果を上げてくれるかと、そういう信頼関係がある人が生き残っていくんだよ。それが眞の、要するに我々のそういう法曹社会での競争なんですよ。錢じゃないんですよ。お金は、それはしかるべき報酬をもらうのは当たり前なんですけれども。

だから、それは私は、ある一定の幅があつていいと思うんです。びたっとうじゃなくともいいと思うんですね。上限下限があつてもいい、幅があつてもいいんです。その幅ぐらいは、ちゃんとそれを会で決めたってちつとも悪くないんです。あとはその先生の力量、人格、それでもって勝つか負けるかということが、その世界で生き残れるか生き残れないかというだけだ。安からう悪からう、変な話だけれども、安からう悪からうが一番困るのは依頼者なんですよ。安かつたけれども、ろくなことをしてくれないとしたら、どうなっちゃう。

そういう根本を掘り下げる、そんな何とか三か年計画で、審議会になつたからそのとおりやりやしないんだというようなことじやお役所は要らないんだ、審議会にやってもらいたいよ。そういう

審議会の議論を経た上でどういうのが一番いいのか、というのを判断して出してくるのがあなたの方の役目と違うのかい。

私は、もうこれ以上は、演説ぶつと時間になるから、最後、ちょっとあなたから聞いて、大臣に、私がいろいろぶつってきた、ぶつてきたなんて言っちゃいけないけれども、ぶつってきたことに対する感想を聞きたいですよ、感想を。

○政府参考人(村村精一君) 業者の信頼、満足というものはお金でない、というのはもうおっしゃるどおりだと思います。

ただ、報酬の関係は、先ほど来申し上げておりますように、平成十三年三月三十日の閣議決定されました規制改革推進三か年計画、これにのつとつて今回の法案も考へてあるということござります。

同時に、御指摘のような利用者の立場での不安を払拭するため、これについては資格者団体とも協議をして、安心して利用していただけるような仕組みをできるだけ構築していきたいと考えております。

○角田義一君 最後に大臣、私がいろいろ問題提起したことについてどんなお感じを持っていますか、副本部長だから。

○國務大臣(森山眞弓君) 大変いろいろと鋭い御指摘をいただきまして、参考になりました。身近で利用しやすい、分かりやすい、信頼できる司法制度というものをつけていくということが司法制度改革の一一番の目標でございますので、そのような観点から、先生の御指摘も十分参考にながらこれからも努力していきたいと思います。

○角田義一君 私は終わります。

○千葉景子君 今、同僚の角田委員の方からそれぞれ質問がございました。私も、率直に言いまして、その質問をそして御答弁を聞きながら、ちょっと私の通告している部分とは若干違いますけれども、改めて感じたんですけれども、一体今回この司法書士法の改正、そして土地家屋調査士法の改正、何をしようという気持ちでこの改正が行わ

れるのか、そこが結局はつきりしていないのではないか、こういう気がするんです。
というのは、これから本当に司法書士の皆さんに、弁護士に準じ、そして司法の充実、その一翼を本当に担つていただき、そして市民にとっても利用しやすい司法というものを作成をしていくという本当にそこの観点に立つて今回の法律が組み立てられたのかどうか。どうも訴訟代理権、これを是非付与してほしい、こういう声もあるから、何かそこだけちょっと取り上げて法律を作つておこうかと、こんなことを考えたのではないかと思わざるを得ない、こんな気がいたします。先ほど指摘があつた幾つかの問題点は、そういう基本をどこに置いてこの法律が作られたのか、そして今後、司法改革、そして司法の充実ということを考えて、本当に先ほどの答弁で納得されるのかどうか、ここを改めて考えておいていただきたい、というふうに思います。

まだ、参考人の質疑もさせていただいて、そしてその上でこの法律をどう仕上げるかという最後の質疑の機会もあるうかというふうに思いますので、そんな折に、今日の本当に疑問を呈せられた部分がはつきり私たちにも納得いかないようございましたら、本当にこれは修正をしなければいけないとか、そういうことにもなりかねませんので、是非そこは改めてきちんと整理をしておいていただきたいというふうに思つております。さて、それとにかくましてですが、私は今日は土地家屋調査士法の改正を中心いたしまして何点かお聞きをさせていただきたいというふうに思いますが、やはりここでも同じように報酬の問題がござります。

もう今既に司法書士法の関連で角田議員からも質疑がありましたがれども、私は決して抵抗勢力、守旧派とは自分では思つておりませんけれども、この報酬の部分に関しましては、やはりしさか疑問を感じざるを得ないところでもござります。

同じことの繰り返しになろうかというふうに思

るのか、そこが結局はつきりしていないのではないか、こういう気がするんです。
というのは、これから本当に司法書士の皆さんに、弁護士に準じ、そして司法の充実、その一翼を本当に担つていただき、そして市民にとっても利用しやすい司法というものを作成をしていくという本当にそこの観点に立つて今回の法律が組み立てられたのかどうか。どうも訴訟代理権、これを是非付与してほしい、こういう声もあるから、何かそこだけちょっと取り上げて法律を作つておこうかと、こんなことを考えたのではないかと思わざるを得ない、こんな気がいたします。先ほど指摘があつた幾つかの問題点は、そういう基本をどこに置いてこの法律が作られたのか、そして今後、司法改革、そして司法の充実ということを考えて、本当に先ほどの答弁で納得されるのかどうか、ここを改めて考えておいていただきたい、というふうに思います。

まだ、参考人の質疑もさせていただいて、そしてその上でこの法律をどう仕上げるかという最後の質疑の機会もあるうかというふうに思いますので、そんな折に、今日の本当に疑問を呈せられた部分がはつきり私たちにも納得いかないようございましたら、本当にこれは修正をしなければいけないとか、そういうことにもなりかねませんので、是非そこは改めてきちんと整理をしておいていただきたいというふうに思つております。さて、それとにかくましてですが、私は今日は土地家屋調査士法の改正を中心いたしまして何点かお聞きをさせていただきたいというふうに思いますが、やはりここでも同じように報酬の問題がござります。

もう今既に司法書士法の関連で角田議員からも質疑がありましたがれども、私は決して抵抗勢力、守旧派とは自分では思つておりませんけれども、この報酬の部分に関しましては、やはりしさか疑問を感じざるを得ないところでもござります。

同じことの繰り返しになろうかというふうに思

いますけれども、この土地家屋調査士法の関連でも、今回は報酬基準を会則から除くということになつております。これも先ほどお話をございました、同じお答えが返つてくるんだろうというふうに思つておんでも、さて本当にそれでいいのだろうか。

私は、下手をすると、例えば業務をやっておられる側も、報酬の目安のようなものがないと、いうふうな基本をどこに置いてこの法律が作られたのか、そして今後、司法改革、そして司法の充実というふうなことを考えて、本当に先ほどの答弁で納得されるのかどうか、ここを改めて考えておいていただきたい、というふうに思います。

まだ、参考人の質疑もさせていただいて、そしてその上でこの法律をどう仕上げるかという最後の質疑の機会もあるうかというふうに思いますので、そんな折に、今日の本当に疑問を呈せられた部分がはつきり私たちにも納得いかないようございましたら、本当にこれは修正をしなければいけないとか、そういうことにもなりかねませんので、是非そこは改めてきちんと整理をしておいていただきたいというふうに思つております。さて、それとにかくましてですが、私は今日は土地家屋調査士法の改正を中心いたしまして何点かお聞きをさせていただきたいというふうに思いますが、やはりここでも同じように報酬の問題がござります。

規制改革の観点からと言いますけれども、何の業務でも、そしてどんな分野でも、競争させりやそれで済むというものではないというふうに思つておられます。そういう意味で、やはりこの土地家屋調査士の皆さんの部分でも、この報酬基準の在り方とすることをどうすべきか考える必要があるのではありませんけれども、同じ質問のようになりますけれども、改めてお聞かせいただきました。

○政府参考人(房村精一君) 繰り返しになりますが、私どもとしても、利用する国民の立場から見

て、自分の依頼しようと思っている事件についてのくらいの報酬が取られるのかということが分かることであります。これも先ほどお話をございました、同じお答えが返つてくるんだろうというふうですね。ですから、その点は何らか、そういう安心して利用できるような仕組みを作る必要があるという具合には思つておられます。

ただ、その仕組みとして、従来用いられており

ました、会が会則としてその基準を定めるというふうなことがやはり競争制限的に働くという指摘がされ

ています。そこで、それがやはり会則で決めるということはやめようと。ただ、それに代わって、じゃ利用するときに自分の依頼する人

がこのぐらいだというだけではやはり不安ですか

ら、全体としてどのくらい取られるのか。先ほど御指摘がありましたように、何軒かを見て回れば

あるいは司法書士さんもそうですね。これまで弁護士だってそうだと思ひます。やっぱり、ちょうど前に紹介をいただいた、あるいはいろんな形で知ったその業務をなさっているところに駆け込んで、そしてお願いをするということが多いわけです。そうなると、その報酬ですね、それもどっちが適切かとか、どちらの方が格安にと言つたら変ですけれども、やってもらえるかなんといふことは考えておられない、こういうことになるわけでした、そういう意味では、この報酬額の目安というのが全くないということについては私も非常に混乱を招くのではないかというふうに思つておられます。

規制改革の観点からと言いますけれども、何の業務でも、そしてどんな分野でも、競争させりやそれで済むというものではないというふうに思つておられます。そういう意味で、やはりこの土地家屋調査士の皆さんの部分でも、この報酬基準の在り方とすることをどうすべきか考える必要があるのではありませんけれども、同じ質問のようになりますけれども、改めてお聞かせいただきました。

○千葉景子君 今、本当にお聞きすると、やっぱ

りよく分からないんですね。

ただ、規制改革にのつとつて報酬額の基準を会則から除いて、しかしそうはいっても、ただ勝手にやつてもらつたんでは利用者にも困るから、

いったものを定めて、これは例えば事務所内に掲示しているなどと、そういう利用者がこの人に

持つておられるんだと思います。

従来はそれを、会の基準をそのまま使えばよ

つもの事件を扱つてそれについて報酬を要求する

わけですから、個々の人はそれなりの報酬基準を

持つておられるんだと思います。

従来はそれを、会の基準をそのまま使えばよ

つもの事件を扱つてそれについて報酬を要求する

わけですから、個々の人はそれなりの報酬基準を

持つておられるんだと思います。

○千葉景子君 今、本当にお聞きすると、やっぱ

りよく分からないんですね。

ただ、規制改革にのつとつて報酬額の基準を会

則から除いて、しかしそうはいっても、ただ勝手にやつてもらつたんでは利用者にも困るから、

いったものを定めて、これは例えば事務所内に掲示しているなどと、そういう利用者がこの人に

持つておられるんだと思います。

従来はそれを、会の基準をそのまま使えばよ

つもの事件を扱つてそれについて報酬を要求する

わけですから、個々の人はそれなりの報酬基準を

うんですけれども、それだったら本当に会則なりで、報酬額、幅があるうとも一定の、ここというらが適切に仕事もでき、そして利用者にも安心して利用していただけの目安かなと、こういうのを作るということで本当に私は問題ないのではないかと、いうふうに思います。

何か、ただ規制改革だから取っ払えばいいという発想で安易にこの報酬の問題が今度の法律でも使われたんではないかと、そんな気がいたしますけれども、改めてここも、利用者にとって、そして業務をなさる側にとっても安心して仕事ができるような、そういう方策を改めて考えておいていただきたいというふうに思っています。

さて、今回の土地家屋調査士の皆さんこの法律の作り方が極めて何か分かりにくい、そして不親切だと私は思っております。

お聞きをいたしたいんですけど、今回は土地家屋調査士法人を作ることができるということになりました。土地家屋調査士の行える業務と、それから土地家屋調査士法人の行える業務というのは同じですか、違いますか。

○政府参考人(房村精一君) 業務、調査士に認められた独立業務という意味での業務範囲は、法人であっても調査士であっても同じでございます。

○千葉景子君 そうしますと、土地家屋調査士の業務というのは、法の三条に一号から三号で記載をされております。土地家屋調査士法人の業務といふのは二十九条で範囲が示されております。「調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務」ということになっているんですね。

そうすると、調査士の業務と、こここの法人の行う業務ということで「法務省令で定める業務」ということがここで使われておりますけれども、これは土地家屋調査士の業務にも掛かるわけですね。

○政府参考人(房村精一君) 三条で調査士のいわゆる独立業務を規定しております。それで、自然人の場合でありますと、この調査士としての独立

業務以外にこれに関連するものについては、法で禁止されない限りは同時に行うことができます。

ところが、法人ですと法人の目的的範囲内でしかこういう能力が与えられませんので、調査士の業務を目的として設立された調査士法人については、特段の手当てをいたしませんと、普通の自然人であれば当然できることが法人だと目的的範囲に入つてこないのでできないということになります。そういうことから、今回、二十九

条では、法人については特に、調査士の業務を行なうほか、定款で定めるところにより、一定の法務省令で定める業務もできると、こうしたわけでございます。

これは、調査士法人はやはり調査士の業務を行うことを目的とするのが中心でございますので、自然人としてできることをすべて調査士法人にやらせる必要はないだろう。したがって、調査士が本来の自分の独立業務と関連して通常やっているようことは調査士法人にも認めるべきではないかと。その範囲は様々ありますので、実際の調査士の実態を見て適切に対応できるように省令に委任をしようと。その省令に定められた範囲を定款に掲げれば法人の目的に入りますので、法人としてできるようになるという、そういう考え方で今回であります。

○千葉景子君 そうしますと、三条で記載をされたように、三条の業務を非調査士がやつたらば、これは違反として取り締まられますよ。三

条を引いて私は法が作られるのが分かりやすいと思うんです。ところが、ここでは六十四条が引用されると。

六十四条というのは公共嘱託の条文なんですね。なものですから、この非調査士等の取締りと、非調査士が行って取り締まられる業務といふのは、公共嘱託にかかることをやつたら取り締まられるんじゃないかと、こういうふうにちょっと受け止められるというか、読まれやすい感じがします。

まあ、本当にその条文を更に引用したものを使引用して読めば分からぬわけではないんです。しかし、この土地家屋調査士法の三条で一号から三号が定められておりますけれども、それ以外に自然人として当然行える業務が何か制約を受けたということではないわけですね。例えば、これまでも相談業務等やっておられますけれども、そういうところが、「何か三条がいかにもそれは掲げていないので制約をしたというようなことではないと考えてよろしいですね。」

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、六十八条、ちょっとと一見読みにくいような規定になつてしまつて申し訳ないんですが、中身としては前と変わりありません。基本的に調査士の業務に属することを他人がやってはいけないということ

で、これを条文をこっち引いてこっち引いて、ああ、やっと分かったということではなくて、やっぱり本当に法律というのがだれにとっても分かりやすいものにする、そういう書き方をするというのも重要なことだというふうに思います。

誤りではありませんから、じゃ今、条文を作り替えるとは申しませんけれども、やっぱり解説なり、あるいはこの適用に当たってのきっちとした説明を分かりやすく浸透させておくということだけはしていただきたいというふうに思っております。

さて、公嘱登記についてもちょっとお尋ねをしたいというふうに思っております。

この制度は、私も、大量の、公共事業等を含め

せん。

誤解のないように、解説などにしておいていただきたいというふうに思っております。

次に、やはり同じようにこれも分かりにくい規定の仕方で、それぞれ業務を行う皆さんもちょっと戸惑われるのではないかという部分がございま

す。それは改正法の六十八条にかかわるところでございまして、これは非調査士等の取締りの部分と戸惑われるのではないかという部分がございまして、書かれたところなんですが、それが使うてしまったわけでございますが、確かに余り本來の非調査士の取締りと関係のない、協会の業務を定めた条文の中からたまたま文言が同じだということを持ってきていたのですから、やや誤解を招きかねないということで、その点は私どもも反省しておりますが、法律の解釈としては今申し上げたとおりの読み方しかできませんので、それ

は誤解の余地はないだろうと思っています。

ただ、確かに、一見分かりにくいものですから、この趣旨は私どもとしてできるだけ誤解を招かないよう、広くそこは解説をしていきたいと思つております。

○千葉景子君 要するに、法律としては誤りでもありませんし、それから法律の作り方みたいなものがわかるかもしれませんけれども、これはその仕事をやる方あるいは利用する方、やっぱり分かりやすくなっちゃ混乱のもとなわけですよ。私たちの責任もあるかもしれませんけれども、ここ

で、これを条文をこっち引いてこっち引いて、ああ、やっと分かったということではなくて、やっぱり本当に法律というのがだれにとっても分かりやすいものにする、そういう書き方をするというのも重要なことだというふうに思います。

誤りではありませんから、じゃ今、条文を作り替えるとは申しませんけれども、やっぱり解説なり、あるいはこの適用に当たってのきっちとした説明を分かりやすく浸透させておくということだけはしていただきたいというふうに思つております。

さて、公嘱登記についてもちょっとお尋ねをしたいというふうに思つております。

この制度は、私も、大量の、公共事業等を含め

は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。に掲げる事務」と、これだけのことを書かなければならぬ。たまたますぐ前に全く同じ文言を使った条文があるものでございますから、同じ文言を繰り返すよりは「六十四条第一項に規定する事務」、正に今読み上げた部分がこの「掲げる事務」として書かれたところなんですが、それを使つてしまつたわけでございますが、確かに余り本來の非調査士の取締りと関係のない、協会の業務を定めた条文の中からたまたま文言が同じだということを持ってきていたのですから、やや誤解を招きかねないということで、その点は私どもも反省しておりますが、法律の解釈としては今申し上げたとおりの読み方しかできませんので、それ

要になるときに、この公共嘱託登記という形で協会に委託をするというようなことが行われてまいりました。この受託対象なんですけれども、これからいろいろな行政改革あるいは行政の見直しのようなこともありますから対象が定められておりましたけれども、今後、独法などについてはどんなふうな位置付けになつていくのでしょうか。その辺について御説明いただきたいと思います。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘の公共嘱託登記土地家屋調査士協会、この制度は、いわゆる公事事業等に伴いまして大量の不動産の表示に関する登記の嘱託が生じます。これを協会が組織的に受託することによって複雑かつ大量の公共嘱託登記事件を適正迅速に処理することを可能とするところ、こういう目的で設立が認められた法人でございます。

こういう、今後、その官公署以外に独立行政法人になつっていくところがあるわけでございますが、その場合も、この独立行政法人が、今申し上げましたような公事事業等に伴つて大量の表示に関する登記の嘱託を行うかどうかということを判断いたしまして、そういうところについては当然この協会の受託先として認められてしかるべきであろうという具合に考えております。

○千葉景子君 すべてが登記が必要な業務をするかどうかというのは別ですから、独法も、全くそういうものに縁のない独法もあると思いますので、それは当然のことながら必要であればそこも受託対象として考え得るのだというふうに受け止めさせていただきたいと思います。

さて、先ほど司法書士に関する研修の問題がございました。この研修につきましては、また機会がありましと司法書士に関連しても私もお尋ねをしたいところございますけれども、今日は時間の関係もござりますので、土地家屋調査士の研修

についてお尋ねをしたいというふうに思つております。

やはり、今後、法人化が進み、そしてさらに司法改革の充実の一面でその一翼を更に担つて頑張つていただこうということになりますと、やはりこの研修といつもののが非常に重要なつてまいります。土地家屋調査士の皆さんに対する研修については、どんなふうな位置付け、そして考え方方に立たれでいるのでしょうか。

○政府参考人(戸村精一君) 今回の改正法案でも、二十五条に研修の規定を新たに設けまして、調査士は、その所属する調査士会及び調査士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならぬ。」としているところでありますて、やはり何といつても国民に安心して利用していただきたいには、この研修によって資質の向上を図つていただきたいと思つております。

特に、調査士の場合には、その業務の特殊性、これは、例えば境界標の設置において地方によつてそれそれ異なる慣習があるとか、そういう地方ごとの特色もござりますので、そういう点についても、今後、法人化等によって調査士の方々がいろいろなところに行くということもあり得るわけでございますので、そのときに、その地方のそういう慣習に習熟しないために誤つた処理をするということのないよう、この二十五条の二項で、「その業務を行う地域における土地の境界を明らかにするための方針に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。」といつ、特にその業務の特殊性に配慮して力点を置くべきところも法律において明らかにしてござります。

このようなことで、今後、土地家屋調査士の方々がより一層の資質の向上を図つていただければと思つております。

○千葉景子君 分かりました。

私もいろいろお話をお聞きしてみると、やつぱり土地の調査、測量等をやるに当たつては本当に

に、その地域の慣習とか、測量の起点をどう取るかとか、非常に地域の特質というのがあるということを承知をさせていただいております。

そういう意味では、例えばこの土地家屋調査法人ができ、多少、これまで地元だけで仕事をしていたのが、法人化することによって地域的にも広範囲な仕事をするというようなケースも出てくるのかと思いますけれども、そういう際にもやはりその法人としてそれぞれの地域の特質、そういうものを十分熟知するような研修に協力ををする、あるいはそれに積極的に研修を受けるというようなことは法人としても当然すべきことだとうふうに思いますけれども、そのように考えてよろしいですね。

○政府参考人(戸村精一君) 御指摘のとおりだと思っております。

特に、法人が地方に事務所を出す場合には、その事務所に社員を常駐させると、しかもその社員はその事務所所在地の調査士会の会員になるということにしてございますので、当然そういう方々たちはその地方の慣習についてそれなりにしっかり勉強をしていただけるという具合に思つております。

○千葉景子君 さて、ちょっと今日はなかなかまとまった質問にならなくて申し訳ないんですけども、この調査士の皆さんもこういう研修を更に積んで研さんを深めようと。先ほど司法書士の皆さんの研修の問題、非常に私も大変なことだとうふうに思っています。

それで、さつき、冒頭、私が申し上げたのは、やっぱりこれからこういう業務に就いて、本当に司法改革の大きな一環として、それから司法の充実という意味で一翼を担つていただくと、そのためには研さんを積んでいただこうというのであれば、この研修について、やっぱりそれぞれの皆さんは任せることではなくて、やっぱりそれをサポートをしていく必要があるのではないかというふうに思います。

権限も上げます、だから研さんに努めなさい、そのためには少し自分で負担するぐらいは当然でしようと、こういう立場でいいのかどうか。やっぱり、これからそれが国にとっても大きな財産になっていく、そして利用者にとってもそこが本当に大きなよって立つところになるとすれば、この財政などにも一定のやっぱり国としての配慮、こういうものが必要になってくるのではないかといふふうに思ふんですけれども、その辺りはどんなふうにお考えでしようか。

○政府参考人(房村精一君) 基本的に、専門職業の方々の行う研修というのは自己の能力を高めるということを目的とするものでございますので、もちろん社会的に非常に有用なことではございまが、やはりその能力を高める主体である方々の負担で行っていただくことが原則ではないかという具合に思っております。

○千葉景子君 一般的に、自ら研さんに努めて能力を高めて、そして皆さんに安心していただこうと、これは自らやることは当たり前なことだと思います。ただ、今回の、特に司法書士の皆さんとの研修というのは、やっぱり権限ですね、新たな権限の付与と、この条件として行われる研修なわけですよ。そういう意味では、資格者が自らの研修を深めようというものとはまたちょっと質的に違う研修だというふうに思ふんですね。

そういう意味で、今おっしゃったように、それは、自らが研さんをする、そのために自己投資をなすと、これはいいですよ。ただ、やっぱりこれを作制度として、資格付与の一定の条件としてこの辺りはいろんな財政問題もあると思いますが、まあ自分のことを言うのはなんですけれども、弁護士あるいは法曹二者と言われるところは、国のやっぱり費用によって研修をし、そして資格を得ると、それで法曹としての力を付けていくといふことなわけですから、そういうことと比較いたしますと、余りにもそ分けないというか気の毒な今の御答弁じゃないかというふうに思います。この辺りはいろんな財政問題もあると思いますが、

その辺の配慮ということを念頭に置いておいていただきたいというふうに思います。もう時間になりましたので、また機会があるかと思いますので、その際にまたその余の部分もお聞かせいただきたいと思います。

○委員長(高野博師君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(高野博師君) ただいまから法務委員会を開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、平野貞夫君が委員を辞任され、その補欠として渡辺秀央君が選任されました。

○委員長(高野博師君) 休憩前に引き続き、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浜四津敏子君 公明党の浜四津でございます。

今回の司法書士法改正、また土地家屋調査士法改正の各改正案で、それぞれ法人化を認めることとしております。一人で業務を担うよりも、複数で行う方がより業務の継続性あるいはチームプレーまた安定性を確保できる、また依頼者にとりましてはより安心という面もあるかと思ひます

が、今回それぞれ法人化を認めることとした意味はどこにあるのか、法人化のメリットについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○国務大臣(森山眞吾君) 専門資格者である司法書士、土地家屋調査士が法人化されますと、業務の共同化が図られまして、その結果、業務の分業化、専門化が進みまして、利用者に質の高い多様なサービスを安定的に提供することができるといふことになります。また、法人が受任主体になりますので、仮に担当者が亡くなるというようなこ

とがありましても引き続き法人によって事務が処理されますので、依頼者の地位も安定強化されるというふうに考えられます。

以上のように、法人化は一層の国民の権利の保護又は不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することができるものと期待している次第でござります。

○浜四津敏子君 それでは次に、司法書士法人の業務の範囲についてお伺いいたします。

法案二十九条第一項一号で、「司法書士法人は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行はば、定款で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことができる。」としておりま

して、一号で、「法令等に基づきすべての司法書士が行うことができるものとして法務省令で定め

る業務の全部又は一部」と規定してござります。

ここで言う「法務省令で定める業務」とは何か、具体的にどのような業務を考えておられるのか。具体的に、例えば成年後見事務あるいは財産

事務といたしましては、自然人である司法書士の方が業務に関連して通常行っているような事務、これを司法書士法人にも可能にするというた

めに省令でそれらの事務を規定することを考えておりますので、ただいま御指摘の成年後見事務等は、この省令で定めようとする事務に入つておりま

す。

○浜四津敏子君 成年後見事務は、大別していわゆる身上監護と財産管理とに分かれます。その双方を行ふことになるわけですから、例えば身

上監護に關しましては、後見人はヘルパーあるいは訪問看護婦を探して頼むことや、あるいは介護、医療など多岐にわたる事務に関与することに

なります。厳密に見ますと、この二つの分野、つまり身上監護と財産管理の分野に必ずしも入らぬるものも本人の権利保護のために必要となつて

くることが現実には様々起つてまいります。

こうしたいわゆる付隨事務についても省令に明記すべくと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 成年後見事務を司法書士法人の取り扱える業務に含める場合には、御

指摘のような付隨事務は当然含まれるものと考えておりますが、それをどのような形で省令に明確化するかということは、御指摘の点も踏まえて検討していくかと思っております。

○浜四津敏子君 この成年後見制度につきましては、実施されてからちょうど二年が経過いたしました。司法書士の方々が中心となりまして熱心に取り組んでこられた業務の一つとして、これを司法

書士法人としても行なうことができるというのは、よりニーズに合った後見事務を遂行できることとなると考えております。

この成年後見事務は、司法書士及び司法書士法

人が行なうことができるこの成年後見事務というの

は、法定後見、つまり家族などが家庭裁判所に申

し立てて法定後見人が選任されて財産管理が行われるという法定後見と、それから元気なうちに自分で任意後見人を決めるという任意後見とがありますけれども、これは双方とも含むと考えてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 双方とも含めるつもりでございます。

この司法書士及び法人が後見事務としてなし得る業務の範囲でございますが、法定後見につきましては裁判所が認める事務の範囲、任意後見につきましては契約によって定まる範囲と、このように考えてよろしいんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のとおりでござります。

○政府参考人(房村精一君) 上記にいたしましては、後見人はヘルパーあるいは介護、医療など多岐にわたる事務に関与することになります。厳密に見ますと、この二つの分野、つまり身上監護と財産管理の分野に必ずしも入らぬものも本人の権利保護のために必要となつて

くることが現実には様々起つてまいります。

こうしたいわゆる付隨事務についても省令に明記すべくと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 成年後見事務を司法

書士法人の取り扱える業務に含める場合には、御

指摘のような付隨事務は当然含まれるものと考えておりますが、それをどのような形で省令に明確化するかということは、御指摘の点も踏まえて検討していくかと思っております。

○浜四津敏子君 この成年後見制度、法定後見及び任意後見の実施状況について最高裁にお伺いいたします。

この成年後見事務は、司法書士及び司法書士法

人が行なうことができるこの成年後見事務というの

は、法定後見、つまり家族などが家庭裁判所に申

し上げます。

ただいま委員御指摘のとおり、成年後見制度が

スタートいたしまして二年を経過したわけでございます。この間の事件の受理状況等概要を御説明申し上げたいと思いますが、まず申立て件数でござりますけれども、これが平成十三年四月から一年間の総合計、これは今御指摘の法定後見、任意後見、合わせたものでございますが、合計が九千七件でございます。これは対前年、これは旧制度による禁治産宣告等の時代でございますが、対前年比で一・五倍という数字になっております。そしてさらに、それが平成十三年四月からこれは本年の二月までござりますけれども、十一ヶ月間の件数にいたしますと九千九百四十九件でございます。これは対前年比一・二倍という状況でございます。

また、既済件数の関係でござりますけれども、平成十二年の一年間におきましては五千百八件でございましたが、これが平成十三年四月からの十一ヶ月間におきましては九千百九十七件となつて

いるところでございます。

なお、申立てがあつたうちどの程度のものが認められているかということについて見てみます

と、平成十二年におきましては、すべての事件を通じて見たところでは六八・八%が認められております。これが、平成十三年の関係、これは今年の二月までの十一ヶ月分でござりますけれども、七六%が認められている、すなわちほとんどのケースが認容されている、こういう状況にあると言つてよろしいかと考えております。

また、審理期間の関係について見てみると、平成十二年にかけます平均審理期間は三・七月でございましたが、平成十三年四月から本年二月までの平均審理期間は四・六月となつているところ

でございます。

さらに、先ほど来ております成年後見人の関係でござりますけれども、どういった方がなつて

いるかという点について状況を見てみますと、平成十二年の一年間におきましたは、親族がなつて

いるケースが九〇・九%でございまして、その他親族以外の方がなつてているケースが九・一%でござ

ざいます。その内訳でございますが、弁護士がなっているケースが四・六%、そして司法書士等がなっているケースが三・二%でございました。これが平成十三年の関係、今年の二月までございましたけれども、見てみると、親族がなっているケースが八六・二%であるのに対しまして、その他のケースが一三・八%ということがございました。その他のケースが増えている現状があるようになります。その内訳につきまして、弁護士がなっているケースが七・七%、司法書士等の方がなっているケースが四・六%、こんな状況でございます。

○浜四津敏子君 ありがとうございます。

この二年間の実施期間を経まして現場からは様々な問題提起がなされております。

例えば、その一つは、この制度の周知がまだだ不十分ではないかという点がございます。また、二番目には、市町村長の申立てが制度として認められているわけですから、この件数が極めて少い。これは申立ての要件である、その福祉を図るために必要があるときというこの要件の解釈がかなり厳しく解釈されている市町村長が多いということもあると伺っております。また、費用の問題もあるということが指摘されております。また、三番目には、本人の費用負担がかなりに上るのではないか。これは、例えば公正証書の費用とか、あるいは後見人、後見監督人の報酬等、本人の負担がかなり重いという声もあります。

これらのことから、法務省としてこの二年間、実施の中でもうございました。

○政府参考人(房村精一君) まず第一に、周知徹底の点でございます。

これは平成十二年四月に制度がスタートしたわけでございますが、法務省としては、その制度導入の前後を通じまして、制度の周知定着を図るために、法務局あるいは司法書士会等へパンフレットの配付を行なました。また、ホームページにもこの成年後見制度についての解説を登載して国民に広く知つてもらうための努力をしました。なお、まだ今後もこのような周知の努力を続けていきたいと考えております。

それから、市町村長の申立てのことにつきましては、ちょっと直接の所管ではないので私どもとしては何とも申し上げようがないのですが、制度としてこういう市町村長の申立てというものも作っているわけでございますので、適切に御利用をしていただければという具合には思つております。

それから、費用負担の点でございますが、これにつきましては、成年後見制度の趣旨が、本人の利益保護の観点から本人の財産管理等を適切に行なうために利用されるものであるということから、成年後見人等の後見事務等に要する費用、報酬に関しては、基本的には本人がその財産の中から支弁すべきものということで立法をされたわけでございます。

しかし、他方、社会福祉分野においては、低所得者も含めまして日常生活に必要な援助を行なうための利用者支援の取組について、成年後見制度との連携あるいは補完を視野に入れながら検討が進められておりまして、日常生活に必要な援助を行うことの必要性があることから、関係省庁において、市町村が行なう成年後見制度利用を支援する事業に対し補助を行うなどの努力をしているものと聞いております。今後、そのようなことによりまして、この後見制度がより国民にとって利用しやすいものになつていくようにと思っております。

それから、後見人の報酬でございますが、これは、その性質上、一律に決定するということは適当ではなくて、後見事務の内容、その難易度であ

るとか在職期間であるとか、あるいは成年後見人であるは成年被後見人の資力なども考慮して、あるいは後見監督人として家庭裁判所から選任されていると、どう思つておられるかでございます。

○浜四津敏子君 これまで法定後見人、また法定後見監督人として家庭裁判所から選任されている法人というのははどのくらいあるんでしょうか。また、どういう法人が選任されているのか、お伺いいたします。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 平成十二年度の数字でございますけれども、法人が後見人あるいは後見監督人等に選任された事案は合計十一件でございます。内訳でございますけれども、司法書士会から成るリーガルサポートは六件、社会福祉法人が五件、家裁調査官のO.B.から成る家庭問題情報センターが三件でございます。

以上でございます。

○浜四津敏子君 今お答えの中にありましたリーガルサポートというのは、一九九九年十二月に法務省の許可を受けて設立された、司法書士の方々が設立にかかりわり、またその後の実務にかかわっておられるわけでございますけれども、この成年

後見制度に関する司法書士の方々の取組、ある方の表現をかりますと、成年後見制度と司法書士制度とは車の両輪であるということを言っておられる方もおられます。この司法書士の方々の成年後見に対する取組、活動状況を法務省としては把握しておられるのかどうか。また、その取組をどう評価しておられるのか、お伺いたします。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、司法書士が中心となりまして、社団法人成年後見センター・リーガルサポートを設立しております。

これは、司法書士約三千五百名が正会員となりまして、成年後見制度が施行されてから、任意後見契約の締結あるいは家庭裁判所によ

る成年後見人の選任等によりまして約一千五百件の事件を処理していると聞いております。また、同法人が委託者になりまして、資力に恵まれない利用者に対する後見人報酬を助成するため公益信託成年後見助成基金の設立も行なっております。その後見人養成のための講座等も同法人で開設して、後見人の資質の向上に努めておられるところです。

私どもとしては、司法書士が国民に身近な法律家という自分たちの持つている能力を活用して、このような形で成年後見制度の充実に取り組んで聞いております。

いたでいるというの非常に評価をしているところでございます。

○浜四津敏子君 先ほどもお伺いいたしましたが、この後見人の報酬でございますが、専門家として携わる職業後見人、成年後見人の報酬が低いという声が聞かれます。この報酬につきましては、平成十三年四月からは介護保険制度の仕組みの中で、介護保険制度を利用する人に限りまして成年後見制度利用支援事業が厚生労働省の予算事業として実施されておりますが、こうした成年後見に係る費用あるいは報酬につきましては何らかの公的支援がもう少し必要ではないかと考えております。

その一つとして、今後、成年後見事件は法律扶助協会の扶助の対象とするということを考えられます。が、法務省、いかがでしようか。

○政府参考人(吉戒修一君) お答え申し上げます。

成年後見に関する家庭裁判所に対する申立て手続、これは家事審判法九条に基づきます後見の開始、保佐の開始、補助の開始、それから任意後見監督人選任に関する審判でございます。これらいずれも、民事法律扶助法第一条に基づく家事事件として民事法律扶助の対象になると考えております。現に、実際、援助開始決定がなされていることがあります。

具体的な件数でございますけれども、これ、ちょっと統計的に家事事件の中にすべて含まれて

おりますために把握しておりませんけれども、この制度の重要性にかんがみまして、これから増えていくという可能性があるというふうに認識しております。

○浜四津敏子君 次に、土地家屋調査士法の改正についてお伺いいたします。

法案の二十九条、業務の範囲が定められており
ますが、ここには、「調査士法人は、調査士の業

務を行なうほか、定款で定めるところにより、法令等に基づきすべての調査士が行なうことができるも

のとして法務省令で定める業務の全部又は一部を行うことができる。」と定めてあります。が、この「法務省令で定める業務」というものはどういう

例えば、土地の境界に関する業務として、鑑定ものを予定しておられるのか。

あるいは境界標などの資料の管理、境界紛争等に関する調停、あっせん、仲裁等が考えられます。

が、これらが具体的にこの範囲に入るのかどうか。また、二点としまして、地図の作成及び管

理。三点目に、地籍明確化に関する調査、測量、地図作成等。四点目、不動産に関する調査、測量業務。五点目、地図の情報化に関する業務、まことに

これらは相談業務、また付随業務、こうしたこと
が入るのかどうかについて、これは政務官にお答
え下さい。

○大臣政務官（下村博文君） 私の方からお答えを
えいただければと思います。

させていただきたいと思います。
改正後の土地家屋調査士法第三条に規定する業

務は、第六十八条により調査士等でない者が業として行なうことが禁止されている業務ということです。

ございまして 調査士等の独立業務と言うことが
できるというふうに考えられます。これらの業務
に関する相談、この相談にはこの業務が含まれる

というふうになると思います。

定については必ずしも調査士だけが行うことができるというものではございませんので独立業務と

は言えませんけれども、調査士が当然行うことができる業務であるというふうに解されます。

また、土地家屋調査士法第二十九条に規定する法務省令で定める業務といたしまして、一つには境界標及び境界に関する資料についての業務管理、二つ目として不動産登記法第十七条地図、これは測量図でござりますが、この作成等に関する業務、また調査士業務に関連する出版物の刊行などが考えられると思います。

○浜四津敏子君 この業務を法務省令で定めるに当たりましては、土地家屋調査士会などの関係者の方々の御意見を十分に聞いて、それを取り入れるべきものは取り入れる、こういう用意がおありかどうかを、これも政務官にお伺いいたします。

○大臣政務官(下村博文君) 先生のおっしゃるとおりでございまして、調査士法人が行う業務を法務省令で定めるに当たりましては、現に調査士が行っている多種多様な業務の内容を踏まえるとともに、調査士法人に期待されるニーズにこたえることができるということが必要であると考えております。そして、これらの事情を熟知されている土地家屋調査士会の意見を十分にお聞きする必要があると考えております。

○浜四津敏子君 土地家屋調査士法改正案六十八条についてお伺いいたします。

これは非調査士等の、非調査士活動の禁止に関する規定でございますが、ここに「調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者は、第六十四条第一項に規定する事務を行うことを業とすることができるない。」とあります。六十四条を見ますと、これは協会の業務を定めた条文でございまして、いわゆる公団協会は、「前条第一項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受け、第三条第一号並びに同条第二号及び第三号(同条第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に關するものに限る。)に掲げる事務を行ふことをその業務とす。」と、こうあります。

これ、六十八条と六十四条を両方読んでみますと、大変ややこしいといいますか、非常に誤解されやすい規定のされ方になっているかと思いま

す。この六十八条で六十四条第一項を引いてきて
いるわけですけれども、これは端的に、第三条第一号並びに同条第一号及び第三号そしてまた括弧書きという規定にすべきではなかったのかというふうに考えますが、ともかく、この六十八条に言ふて六十四条一項に規定する事務とは何なのか。これ、官公署等の依頼を受けたものばかりでなく、民間及び個人の依頼を受けてなす業務というのも六十八条に入るのかどうかをお伺いいたします。

○政府参考人(房村精一君) 六十八条の規定でございますが、調査士の業務は第三条に書いてございまして、一号として表示に関する登記について必要な調査、測量、それから二号がその表示に関する登記の申請手続、三号がそれに関する審査請求の手続と、こうなっております。このうち、二号、三号につきましては、実は、調査又は測量を必要とする申請手続に関するものにつきましては正に調査士の独占業務であります。そのような調査、測量を必要としない不動産の表示に関する登記につきましては司法書士も申請権限が与えられております。

そういうことから、非調査士との関係で独占業務として規定するためには、今申し上げましたような、二号、三号につきましては第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限るという、そういう限定を付す必要がござります。そういう条文を書きますと、正にこの六十四条に記載されております「第三条第一号並びに同条第一号及び第三号(同条第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)に掲げる事務」という書き方をこの六十八条でもう一度繰り返すことになるわけでございます。たまたま同じ文言がその直前の六十四条そのままであるのですから、同じものを繰り返すよりはそれを書いた方がより簡明ではないかといふことでこういう書き方をしたわけでございます。したがいまして、この六十四条の官公署の依頼を受けてという部分は、もちろん六十八条で言つて

いる六十四条第一項に規定する事務には入りません。
したがいまして、法律の解釈としては紛れはないと存りますが、御指摘のように、やや分かりにくかったかということは反省をしておりますが、中身としてはそういうことでございまして、誤解のおそれはないと思っております。

○浜四津敏子君 この六十四条に出てまいります「官公署等の依頼を受けて」と、こうあります。が、これは公団協会の受託対象が官公署等の依頼を受けて行う事務と、こういうことになっているわけですが、この「官公署等」の「等」というのは何が入るのか。例えば、独立行政法人は入ることになるのか、第三セクターは入ることになるのか、非常にあいまいなんですが、これは政令で限定列举をするということになつておりますので、これにつきましては隨時、実情に即して臨機応変に見直しをしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人（房村精一君） 正に御指摘のようになります、この「等」というところにつきましては政令で定めております。

今後、独立行政法人として定められるものがこの公団の対象であります公共事業等に伴う大量の表示登記等の嘱託を行ふということであれば、当然それについてはこの対象として含めることを検討すべきであると考えております。

○浜四津敏子君 公団協会の業務について、「ざい」いますが、従来、公団協会は不動産登記法第十七条地図、いわゆる十七条地図の作成に従事してござられたわけですが、この改正後も公団協会が十七条地図の作成に携わることに何ら問題はない、從来どおり行うことができる、こう理解してよろしいんでしょうか。

○政府参考人（房村精一君） 公共団協会の持っております専門的知識を活用していただくということから、従来から不動産登記法十七条地図の作成に関しては協会に協力を仰いでいるわけでございますが、今回の法改正によりましてその点につ

いては何らの変更もございませんので、従前どおりでございます。

○浜四津敏子君 この不動産登記法第十七条では、不動産登記には地図を備えるべしと、こういうことになつて登記するわけでございますが、現状では、日本の全面積の約五〇%は旧公図でございます。この十七条地図の早期整備が急がれるわけでございますが、それは一つにはこれが整備されないことによる支障といたしまして、登記上の土地が現地で特定されないという点が挙げられます。また、二つ目には、それが特定されませんと売買等の所有権の移転ができない、また土地の処分ができるないために不良債権の処理も進まない。三点目としましては、建物を新築いたしましても地図上の特定ができないために建物の新築の登記ができないという点が挙げられます。また、四点目としましては、買収地の特定ができないために国の公共事業に支障を来す。こういった様々な深刻な問題を抱えております。

この地図の混乱解消のための十七条地図整備の予算は、現在わずか九千万円でございまして、この事態を早急に打開するには非常に不足しております。この早急な措置が急務であると思いますが、この点につきまして、当局の対応状況をお伺いいたします。

○政府参考人(房村精一君) 不動産登記法第十七条は、近代的な測量技術によりまして正確な地図を作つて、それを法務局に備え付けて土地の所在等を明らかにするということを考えております。御指摘のように、なかなか正確な地図を作るというのは大変なものですから、どうしても整備状況が遅れております。そのため、現在はやむを得ず、正確な十七条地図がないところについてはこれから整備されております公図を使いまして、それなりに土地の特定等の機能を果たしているところでございます。

ただ、近代的な正確な地図をできるだけ早く整備するというのは、正に国民の権利関係を明確に

するために必要なことだと思っております。これにつきましては、現在、国の事業として行われております国土調査、これの成果を法務局が受け入れまして十七条地図とするという方法と、それから法務局が独自にやはり調査を行つて地図を作ります。その双方を活用しながら整備を進めているところでございます。

特に、法務局関係の地図整備予算、御指摘のように非常に少額で、私どもとしてもこの充実のために今後とも努力をしてまいりたいと考えております。

○浜四津敏子君 次に、司法書士法人及び土地家屋調査法人双方に共通した問題点について何点かお伺いいたします。

司法書士法人法改正案第四十二条、土地家屋調査士法改正案三十七条には、それぞれ競業避止義務が規定されております。例えば弁護士法人の社員につきましては競業避止義務というものは規定されておりませんので、弁護士法人の社員たる弁護士は個人事件を受任することが認められております。これに対しまして、司法書士法人又は土地家屋調査法人の社員につきましては個人受任ができないとされていると解釈しておりますが、その理由についてお伺いいたします。

○政府参考人(房村精一君) 司法書士あるいは土地家屋調査士の方が法人を設立してその社員となつた場合に、法人の仕事とは別に自分個人で司法書士業あるいは土地家屋調査士業務が行えるということになりますと、法人とその個人の方が恒常的に競業関係に立つ、利益相反の関係に立つわけになります。そうなりますと、精力の分散も招きますし、また利益相反ということで依頼者に思われぬ損害を与えるかねないということが心配されるわけです。そういうことから、司法書士、土地家屋調査士の両法人についてその制度の健全な発展を図るということから、競業については絶対的に禁止をするということにいたしました。

これに関しまして、御指摘のように、弁護士法人においては、他の社員が承諾した場合には例外

的に弁護士業を個人として行えるということを認めていますが、これは、弁護士の場合には、事件の中には非常に高度の専門性があるため、この弁護士の方でないとできない、あるいは依頼者とそんなどういうことでもございます。

この場合に、そういう弁護士の方の特別な状況を考えますと、他の社員の方全員が了解すれば、これはあえてそういう場合にも絶対的に禁止をしなくていいのではないかということから、弁護士法人についてはそのような競業禁止の例外が認められたという具合に聞いておりますので、やや理由についてお伺いいたします。

○浜四津敏子君 済みません、先ほどの質問の中でちょっと誤りがありましたので、一点だけ訂正させていただきます。

弁護士法人の社員につきましても原則競業避止義務が規定されておりまして、例外として個人事業を受けることができる。私どもも、例えば刑事の国選弁護の事件等もありますので、そういう必要性から例外が認められているということをございますので、先ほどの質問の中での一点、訂正をさせていただきます。

次に、司法書士法人法改正案四十五条、土地家屋調査士法改正四十条には合併についての規定がございます。いずれも、司法書士法人は司法書士法人同士の合併ができる、土地家屋調査士法人は同種の土地家屋調査士法人とは合併ができる。こ

ただ、恐らく現在でもそうしたニーズはあります。将来的にはそのニーズはより大きくなっていくのではないか。いわゆる総合法人制度、ワンストップサービスというものが必要となってくるのではないかと考えておりますが、法務省の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(房村精一君) 今回の司法書士法人あるいは土地家屋調査士法人は、いずれもその社員となる者は、司法書士法人については司法書士に、土地家屋調査士法人については土地家屋調査士に限るものとしております。

これは、司法書士であるとか土地家屋調査士のように法律で認められた職種でその業務についてはその職種が独占をしている、こういうものにつきまして、仮に司法書士法人について司法書士以外の人が社員になるということを認めますと、場合によりますと司法書士でない人が司法書士にして指揮監督をする、あるいは命令をするということになります。独占資格を認めている資格制度の趣旨に反する事態が起り得るということからそのような限定を付しております。

現在、日本で設立が認められております弁護士法人、税理士法人、特許業務法人、監査法人、いずれもやはり専門資格を持った人だけが社員となるという仕組みを取っているのは同じような問題があるからでございます。

ただ、御指摘のように、利用者から見れば、各種の専門職種の人々が集まって総合的なサービスを提供してもらう方が便利であるということはそのおりでありますかと思いますが、現状では、法人ではなくて同一の事務所を借りてそういう総合的なサービスを提供するというところまでは認められておりますが、同一法人にするということになりますと、今言つた監督権の問題とかいろいろな問題が生ずるものですから、そこまで行っておりません。

今後、ニーズを見、また、かつ、そういう資格法制の在り方ということを踏まえた専門業種の動向も見つつ検討をしていきたいと思っておりま

す。

○浜四津敏子君 次に、司法書士法人法改正案四十七条、四十八条、土地家屋調査士法改正案の四十二条、四十三条、いずれも懲戒の規定についてお伺いいたします。

これはいざれも、例えば司法書士法改正案四十一条は司法書士個人に対する懲戒、四十八条は法人に対する懲戒をそれぞれ定めております。

この四十八条の一項を見ますと、司法書士法人が命令違反をした場合、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長が処分をすることができる、こうなっております。二項では、従たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長も処分をすることができる定めになつております。これは、従たる事務所、すなわち支店の業務に不正があつた場合に、主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及び従たる事務所、支店の所在地のこうした監督権を持つ人の双方の一重の懲戒になるのではないかと考えられます。実務上の取扱いはどうなるんでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 今回の法案では、司法書士法人、土地家屋調査士法人でも同じでござりますが、が主たる事務所以外に従たる事務所を置くことを認めておりますので、その従たる事務所が主たる事務所と管轄を異なる地に置かれた場合に、そこの従たる事務所で違法行為が行われた場合、従たる事務所所在地の法務局長あるいは地方法務局長の方がその違法行為についての実情を容易に把握し得るということから、従たる事務所の活動に起因する懲戒権をその法務局長にも与えるということにいたしました。主たる事務所の所在地の監督権である法務局長あるいは地方法務局長は、当然その主たる事務所をヘッドとする全体の事務所の活動についての懲戒権も持ちますので、御指摘のように、従たる事務所で生じた違法事由についての懲戒権というものが、二つとも認められる、弁護士さんなどがありない地域それぞれの地方法務局長あるいは法務局長が持つということが法律上起こり得ます。

ただ、実際には同じ法務局の組織でございますので、当然その懲戒事由についての情報を交換し合つて適切な処理ができるようになります。そのための省令で連絡調整についての定めを置く予定でございます。

○浜四津敏子君 次に、司法制度改革の中で、裁判外紛争解決制度としてADRの設置がこれから進むと、こういうことになつておりますが、是非とも司法書士の方々、また土地家屋調査士の方々の専門家の活用をこのADR設置については図つていただきたいと思っておりますが、それについてはどのようにお考えでしようか。

○副大臣(横内正明君) 司法制度改革審議会の意見書におきましては、隣接法律専門職種のADRにおける活用が提言をされているところでございます。

そして、その審議会の答申を受けました本年三月十九日の閣議決定をされました司法制度改革推進計画にも盛り込まれていることでございまます。すなわち、ADRを中心とする訴訟手続以外の法律事務に関して、隣接法律専門職種等の有する専門性の活用を図ることとし、遅くとも平成十六年三月までに所要の措置を講ずるというふうに司法制度改革推進計画にも既に盛り込まれていて改ざいます。

したがいまして、御指摘の司法書士及び土地家屋調査士につきましても、ADRにおいて積極的に活用をしていく方向で検討をしておりまして、現在、司法制度改革推進本部におきましてADR検討会が設けられて検討をされておりますけれども、その中の重要な検討事項だというふうに思っております。

○浜四津敏子君 それでは最後に、大臣にお伺いいたします。

これまでの質問で出させていただいただけであります。また、簡裁事件の訴訟代理権が認められることがあります今後拡大していくんだろうと思います。また、簡裁事件の訴訟代理権が認められる、弁護士さんなどがありない地域と、こういうことになつております。また、土地家屋調査士の方々につきましては、公団の作成あ

るいは境界の確定あるいは十七条地図の作成など、それぞれ大変大事な任務を果たしておられ、また今後ますますその重要性は増していくものと考えておりますが、司法書士の方々、また土地家

屋調査士の方々のこれから活躍、どのような活躍を大臣としては期待しておられるのか、お伺いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(森山眞弓君) 先生御指摘のとおり、司法書士、土地家屋調査士、それなさっておられます専門の仕事がますますこれからの中で求められることが多くなる、活躍の場は大きく広がっていくだろうというふうに思います。しかも、その司法書士、土地家屋調査士、いずれも全国にまねくおられまして、国民が頼りにさせていただいている大事な専門家方でございます。

ですから、それぞれの業務上の専門的な知識、豊富な経験などを生かしていただきまして、裁判外の紛争解決あるいはその基盤となる様々な資料の整備等につきまして大いに活躍をしていただきまして、これから司法制度改革の重要な柱である、身近で親しみやすい便利な司法制度とのために貢献をしていただきたいと思っております。

○司法書士法の場合は「職責」という規定がございますが、こういう使命規定はありませんが、今回の改正でも、第一条の目的条項に「適正」という文字が挿入をされ、「権利の保全」という言葉が「権利の保護」に替わったということになります。しかし、やはり新たに簡裁代理権を得るという新たな職責、大きな変更という中でいいますと、私は使命規定なりをこの法の中に置くべきではなかつたのかなと思っておるんです。

大臣は、新たにこういう簡裁代理権を得るという下での司法書士の皆さん今日の使命についてどのようにお考えか。また、それを法に入れるべきではないかなどと思つておるんです。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。今日は、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案の審議ということであります。が、やはり朝からの質問を聞いておりまして、これはやっぱり二つの法律だなという感じがするんです。登記に関係するとか法人の問題があるということで一つの法律で提案をされたわけでありますが、大部分はかなり違う問題であります。これはやはり二つの、それぞれの法律としてしっかり審議をすることが必要ではなかつたのかなという御意見だけ申し上げておきます。

今回、司法書士の皆さん簡裁での訴訟代理権も認められる、弁護士さんなどがありない地域でも非常に裁判が身近で便利になるという点では、非常に立場にいらっしゃるというふうに思つていただく立場にいらっしゃるというふうに思つて、その御活躍を期待するわけでございます。

裁判というのは、憲法の、憲法事項であります。簡裁での訴訟代理権を得て、裁判、司法の一翼を担うということになるわけでありますから、やはり重大な職責の変更だと思います。

裁判外紛争解決制度としてADRの設置がこれから進むと、こう記述をしているわけであります。弁護士法の第一条では、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」という、こういう使命規定も置いているわけであります。

司書士法の場合は「職責」という規定がございますが、こういう使命規定はありませんが、今回の改正でも、第一条の目的条項に「適正」という文字が挿入をされ、「権利の保全」という言葉が「権利の保護」に替わったということになります。しかし、やはり新たに簡裁代理権を得るという新たな職責、大きな変更という中でいいますと、私は使命規定なりをこの法の中に置くべきではないかなどと思つておるんです。

大臣は、新たにこういう簡裁代理権を得るという下での司法書士の皆さん今日の使命についてどのようにお考えか。また、それを法に入れるべきではないかなどと思つておるんです。

○国務大臣(森山眞弓君) 先ほど来の御質問をお答えしておりますとおり、司法書士の皆さんは全國にまねく存在していただきまして、その専門的な知識を生かして国民のために大変頼りになるサービスを今までしていただきましていました。

今、問題になつております司法制度改革の大変な眼目が、国民にとって身近で分かりやすくて頼りがいのある便利な司法制度ということでございまますので、そのような目的に向かって大いに働いていただく立場にいらっしゃるというふうに思つて、その御活躍を期待するわけでございます。

が、この司法書士、第二条の、「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならぬ。」との職責規定がございますし、それとともに、第一条の目的規定から、登記、供託とともに、簡易裁判所の代理権行使を含めまして、訴訟に関する手続の適正かつ円滑な実施のために国民の権利の保護に寄与するという使命を持っていただくということでございます。

ですから、今回の改正におきましても、あえてこれらの規定に加えたり、更に使命規定を設けるという必要はないのではないかというふうに思つたわけでございます。

○井上哲士君 新たなこの簡裁代理権を得るわけあります。その点での非常に研修が大事だと思つております。

私、京都で司法書士の方の事務所にお伺いしていろんなお話を伺つたんですが、やはり弁護士事務所とかなり造り自身が違います。それぞれの方が向かい合つて座つて、真ん中に司法書士さんが座つてお話を伺う。正に、双方代理をするような相談の場所になつています。弁護士事務所に行きました、大体、個室で「一対一」でやるということを比べましても、随分違うなということを改めて思いました。やはり、関係者双方から信頼を受け、そしてそういう信頼を基礎にした業務をされてきたんだなということを非常に痛感をしたわけです。

柱がどういうふうになるのか。それから、論文試験をするのかという質問に筆記試験だという答弁が何度かされておるわけですが、これはいわゆる論文試験というふうに理解をしたらよろしいんですかね。

○政府参考人(房村精一君) 試験の内容としては、その研修で教えられた内容が十分身に付いているかどうかということを見るような試験ということで考えておりますので、研修科目等が固まつてくればその試験についても明確にできると思っております。

試験の方法としては、やはり何といつても書いていただくという意味で筆記と申し上げておりますが、論文かどうかという点につきますと、例えば私どもの関係で言いますと、裁判の一一番の基本というのは要件事実ではないかと思いますが、その与えられた事実を要件事実に分解したときにはなるかというのは必ずしも論文式にないまない面もありますので、論文式とあらかじめ決めておくのではなくて、やはりその試そうとする能力に最もふさわしい内容のもの、しかし多分それは筆記試験でいろいろな形で行うことになるだろうと、こういう趣旨で筆記試験と申し上げております。

○井上哲士君 いわゆる小論文的なものというふうに理解をしたらしいのかなと思いますが、いずれにしても能力や職務倫理というのをしっかりと担保していくいくという点でのしっかりと検討をお願いをしたいと思います。

次に、懲戒処分の問題でありますが、今回、懲戒申出制度や処分の官報公告などが盛り込まれてあります。これまで登記中心ということが法務局や地方法務局の監督ということになつておりましたが、この点については変わらないわけですね。ただ、やはり法廷の場に入つていかれることになるわけで、最初に申しましたように、裁判というのは憲法事項でありますし、それぞれの弁護士さんとしても裁判官にしても、その処分というのは非常に独立性を持つてやつて

くわけですね。同じ法廷に立つて向かい合う者が違う機関に処分をされるということになるわけですが、行政機関である法務局などが処分をするところでは増加をして地方では減少をしておるといううんですが、この点は改善が必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、現在、司法書士に対する懲戒権は法務局あるいは地方法務局の局長が行つております。これは、業務の中核が登記であるというようなことと、それから司法書士の実情、これを最もよく知り得る立場にあるのが司法書士会と緊密な連携のある法務局であるというようなことを含めまして、その監督権を適切に行使し得るということを考えた法務局長にその懲戒権を与えていたりございます。今回、簡易裁判所の代理権が与えられるわけでございますが、基本的には司法書士の業務形態が大幅に変わることではありませんし、また司法書士に関するそういう様々な情報を知り得るという面でいきますと、やはり法務局、そこの長が最もふさわしいのではないかと思っております。

行政機関が訴訟代理人となる人間について懲戒権を持つことについての御質問も指摘されておりますが、基本的に簡易裁判所において行政訴訟は扱いませんし、また国を当事者とする訴訟というのも余り考えにくいところであります。そういう点で、法務局長が懲戒権を使っているから司法書士が法廷で何らかの心理的圧迫を覚えるというようなことはないだろうと思っております。そこで、現在の、今までの実績からしても、法務局、地方法務局長が公正に懲戒権行使するということは十分可能だと思っております。

ただ、私どもとしますと、やはり司法書士の方々が例えば登記所の近くに事務所を構えるというの、申請事件について、補正その他、近くにいるなどは、やはり圧倒的に便利だということがあっておりますが、そういう意味で、現

非常に分散をしているということが今回のこの法改正でも大変着目をされたわけですが、統計によりますと、最近はむしろ司法書士の皆さんも都市部では増加をして地方では減少をしておるということを聞いております。

いたいた資料では、例えば九四年から九八年で、神奈川では六十五人増えたが、福島では三十人減ったと。しかも、地方の方の方が高齢化をしておって、同じ神奈川でいいますと四十年代、五十年代が中心だが、福島などは六十代、七十代が圧倒的で、かつ、いわゆる大臣の認定組の方が多い

ことになります。今、様々なところでIT技術を使つたオンライン化の努力が進んでおりますので、今は、司法書士の方々が利用者である国民の身边にいながら、なおかつ仕事に関しては、そういう面でいきますと、やはり法務局、そこの長が最もふさわしいのではないかと思っております。

行政機関が訴訟代理人となる人間について懲戒権を持つことについての御質問も指摘されておりますが、基本的に簡易裁判所において行政訴訟は扱いませんし、また国を当事者とする訴訟というのも余り考えにくいところであります。そういう点で、法務局長が懲戒権を使っているから司法書士が法廷で何らかの心理的圧迫を覚えるというようなことはないだろうと思っております。そこで、現在の、今までの実績からしても、法務局、地方法務局長が公正に懲戒権行使するということは十分可能だと思っております。

ただ、私どもとしますと、やはり司法書士の方々が例えば登記所の近くに事務所を構えるというの、申請事件について、補正その他、近くにいるなどは、やはり圧倒的に便利だということがあっておりますが、そういう意味で、現

むんではないかという指摘もあるわけですね。そして、先ほどの年齢構成のこと等を見ますと、むしろ都市集中は司法書士の場合も加速度的に進むんではないかという指摘もあるわけですね。そして、今回の法改正で着目をした本当に身近な司法の窓口としての機能というのが損なわれていくかと思うんです。これは会員の方でも独自のいろんな努力をされているとお聞きをしたんですけど、法務省としてこういうことに着目をしてどう支援していくのか、この点どうでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 新規登録等を見ますと、確かに大都市に集中し、大都市の司法書士の方の割合が増えているということは事実だらうと思つております。

ただ、私どもとしますと、やはり司法書士の方々が例えば登記所の近くに事務所を構えるというの、申請事件について、補正その他、近くにいるなどは、やはり圧倒的に便利だということがあっておりますが、そういう意味で、現

衆議院でも議論がされておるわけですが、当然そういう能力があるから代理権を認められたわけですから、これは私はやっぱり照会権についても認めるべきだと思うんです。その認めることによる何か不都合というものを法務省としてはお考えなん

○政府参考人(房村精一君) 照会権のお話でござりますが、まず第一に、実際に訴訟が裁判所に係属した後、言わば両当事者が法廷に臨むという段階になりますと、裁判所による調査嘱託という制度が必要な情報入手することは可能となります。したがって、差が付くのは、裁判所へ訴え提起する前に弁護士の方はそういう弁護士会を通じた照会制度があるのに対して、司法書士にはそれがないということだらうと思います。

私どもとして考えましたのは、まず第一に、簡易裁判所における民事訴訟事件、少額、軽易な訴訟が多いということで、実際に訴え提起前にその照会制度を利用しなければならないような事件と

いうのがそうあるだらうかということがまず第一点でござります。

それからもう一つは、この弁護士法の照会制度、弁護士法二十三条の二に規定しておりますが、これは照会を受けた者に一定の回答義務を負わせるということになつております。したがって、弁護士法も、この照会は必要な場合に限つて認めるべきであるということから、必要性について個々の弁護士の判断にゆだねるのではなくて、弁護士会がその弁護士の申出を受けてその必要性を判断した上で、適当でないときにはこれを拒絶する、適当と認めた場合に弁護士会から照会をするという仕組みにしております。

この照会が本当に必要かどうかということについては、やはり当然、訴訟実務が分かつておりませんとの照会が必要かどうかという判断は的確に行えないわけでございます。

それで、個々の司法書士の方については、もちろん研修を受けていただいて認定をしてやつていただくなわけありますから、訴訟代理人としてのそれなりの能力は身に付けていただいているわけですが、まだ現状では、司法書士会全体として見ますと圧倒的に訴訟実務に精通している

方は少ないわけでござりますので、弁護士会と同じような仕組みにしたときに、司法書士会として現段階でその照会の必要性について的確に判断できるかという点に疑問があるのではないか。

そのような必要性と判断的確性と、そういう点を考えまして、今回、私どもとしては、この制度については見送つて、なお司法書士の方が訴訟代理人として活動していく中で、本当にやはりこういう照会制度がないと不都合であるというような事情があれば、それは私ども、それを踏まえて検討したいという具合に考えております。

○井上哲士君 司法書士会にそれだけの力がまだないんじゃないかというお話をですが、しかしその司法書士の皆さんに今回の代理権を与えたことに

よる研修を行うのは、それぞれの司法書士会なわけですね。

ですから、これ考えますと、やっぱりある程度のそういうものがあるということで今回、付与するわけですから、これは私、可能だと思うんですが、その点いかがでしようか。

○政府参考人(房村精一君) 私どもとしても、できるだけ早くそういう訴訟実務に精通した司法書士の方々が増えていただきたいと思っております。また、そういう方が研修での講師も務めるようになつていただきたいと思っておりますが、弁護士会がその弁護士の申出を受けてその必要性を判断した上で、適当でないときにはこれを拒絶する、適当と認めた場合に弁護士会から照会をするという仕組みにしております。

この照会が本当に必要かどうかということについては、やはり当然、訴訟実務が分かつておりませんとの照会が必要かどうかという判断は的確に行えないわけでございます。

それで、個々の司法書士の方については、もちろん研修を受けていただいて認定をしてやつていただくなわけありますから、訴訟代理人としてのそれなりの能力は身に付けていただいているわけですが、まだ現状では、司法書士会全体として見ますと圧倒的に訴訟実務に精通している

この間、民事扶助制度、非常に利用が急増をしていて、財政難から一部、利用制限をせざるを得ないというふうなことが報道もされておりました。この間、予算、補助金自身は増えまして、今年度で三十億ということあります、欧米の一千万以上と比べますとはるかにけたが違うという状況が今もあります。

民事法律扶助法ができまして、いわゆる書類作成援助という新しいサービスも実施をされました

ので、随分、司法書士会の皆さんも、独自にこの普及のための取組もされておりますし、寄附の予算化もするなどの努力もされているとお聞きを

ています。

ただ、今回、こういう簡裁での代理権を得るとということになり、より司法が身近になっていくと、そしてこういう財政難で、せっかく申請をしないことでいいと私は思ふんですが、その辺の見通しではないかと私は思ふんですが、その辺の見通しと、そしてこういう財政難で、せっかく申請をしない人を制限をせざるを得ないということがあつてはならないと思うんですが、この点での補助金の拡大など、法務省としてのお考えをお願いをします。

○政府参考人(吉戒修一君) 改正後には、司法書士の簡易裁判所の代理ということが可能になります。これにつきましても、当然、民事の法律扶助の対象になります。

○政府参考人(吉戒修一君) 改正後には、司法書士の簡易裁判所の代理ということが可能になります。これにつきましても、当然、民事の法律扶助の対象になります。

その利用件数でございますが、これを今の段階で具体的に想定するのは非常に難しうございま

すけれども、ただ、今、委員御指摘のとおり、法律扶助法が平成十二年の十月から施行されておりました、書類作成援助というものが認められておりりますけれども、これらのほとんどが司法書士さんが利用されております。これは相当伸びております。したがいまして、簡裁の訴訟代理に関しましても、相当数の件数が出てくるのではないかというふうに考えております。

それから、一般的に申し上げまして、民事法律扶助事業全体の予算規模といいましょうか、今後

おり、最近の経済不況の中で非常に自己破産事件が増えております。その中で、自己破産状態に陥った方々の最後のセーフティーネットとして非常に法律扶助事業が重要な役割を果たしております。

したがいまして、非常に厳しい行財政事情の中ではございますけれども、今後ともこの事業の適正な在り方を見据えて、その充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○井上哲士君 土地家屋調査士の法のこともあるんですが、時間が火曜日回しまして、

質問終わります。

○福島瑞穂君 社民党的福島瑞穂です。

まず、法務省は、司法書士の将来像に関する

ようにお考えなのでしょうか、教えてください。

○政府参考人(房村精一君) 司法書士は、御承知のように、登記業務あるいは裁判所への提出書類の作成というような業務を通じまして、国民の最も身近な法律家として活躍をしてきていただいている

ことがあります。

今回、簡易裁判所の代理権というものを与えていただければ、更にこれを活用して、司法書士として最も身近な法律家として國民の最も身近な法律家として活躍をしてきていただいている

ことがあります。

○福島瑞穂君 今、司法制度改革が議論になつて

おりますが、従来の司法試験と併用して、あるいは特にロースクール構想が出てきております。

うしますと、従来の五百人、八百人、千人といつ

た司法試験の合格者は違う数の合格者がが出るわ

けですが、その司法制度改革あるいはロースクー

ル構想と司法書士をどういうふうに法務省が、法

務省が位置付けるかという質問は変かもしれない

が、どういうふうに司法制度改革、ロースクー

ル構想、弁護士、裁判官、検察官の数の増加、特

に弁護士の数の増加と司法書士の業務をきちっと位置付けるということについてはどのように考え

ていらっしゃるのでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、司法制度改革では、弁護士の人口の増加を図つておりますし、その教育を充実するために法科大学院ということも設立に向けて準備が進められております。そういうことで、今後相当の弁護士人口の増加が起こると思っておりますが、しかし同時に弁護士の方々が増加しても直ちに地方にまで弁護士の方々が進出していただけるかということになると、これはなかなか難しい問題であろうかと思思います。その点、司法書士の方々は、やはり弁護士の方々に比べれば圧倒的に全国的にあまり存在しておりますので、やはりそういうことで、司法書士の方々の果たすべき役割というのは弁護士人口が相当増えてもなお、特に地方においては大きな意義があるだろうと思います。

それから、業務内容にいたしましても、やはり司法書士の方々については、今回、簡易裁判所の代理権も与えられますが、やはり特別の分野として登記というそれなりに特別な知識と訓練が必要な分野を抱えておりますので、実際に登記を適切に処理するということになりますと、なかなか弁護士の人でもちょっと複雑な事案になると手を焼くというのが実情ではないかと思っております。そういうことに関してこれだけの蓄積のある司法書士の方々は果たすべき役割としてもありますので、そういう意味で、弁護士の方々がこれから増加しても、司法書士の方々は、従来から持っている自分たちのそういう専門的な能力あるいは国民に一番身近な存在であるという、そういう地位を活用して、弁護士の方々と補い合い、あるいは場所によっては競争し合って、国民のために充実した法的サービスを提供する役割を担えるという具合に考えております。

○福島瑞穂君 将来、司法書士像がどうなるのか法書士職能の裁判事務関与について、これは神奈川県司法書士会が出している提言です。こういふ様な司法書士会が出している資料を見ると、司法書士界全体をかさ上げをして地位の向上を図

るという考え方と、資格内資格、資格を与えてその人間には一部に訴訟代理権を与えるという、大きく流れが二つあるというふうに考えています。神奈川の司法書士会のこの文案を見ますと、例えば、現行司法書士制度の改革も射程に入れて、改革された司法書士試験合格者には当初から簡裁代理権を付与(当然、試験科目に憲法を加えたり、論文式を導入するなどの試験科目・実施方法の改革のほか、司法書士法の大幅な手直しが必要となる)することになる。そうだとすれば、資格内資格制度は、既存の司法書士を救済するための单なる過渡的・経過措置的な制度と位置付けられることになる。

といふふうに例えればあります。

私も、やはり司法書士全体のかさ上げというか、地位の向上、格上げをする方が長期的に見れば制度としていいのではないかというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 国民のための法律家といふことを考えますと、法的紛争の最終的解決は裁判所で行われるわけでありますので、やはり訴訟代理権まで持っていることが望ましいということは御指摘のとおりだと思います。

ただ、司法書士の方々については、そういう点で、従来、試験もあるいは研修制度も行われておらずませんでしたので、それを一気に認めるということは、それは到底できませんので、今回の司法制度改革審議会の意見では、信頼できる能力的担保措置を講ずることによって、それを受けた司法書士の方に訴訟代理権を与えていくということを選択したのであろうと思っています。

私どもとしては、これはあくまで個々の司法書士の方の選択の問題ではありますか、できるだけ多くの司法書士の方がその道を選んで、国民のために訴訟代理人ともなり得るという形で十分な法的サービスを提供できるようになっていけければと思つております。そういうことで、この研修については、日連に努力をしていただくなはもちろ

んですが、法務省としてもできるだけの協力をしていくつもりでいるわけでございます。

そういうことで、ほとんどの司法書士の方がその代理権を、認定を受けて代理人になり得るといふような状態になれば、これは、将来的には司法書士の試験そのものの在り方も当然検討の対象になるだろうと、こういう具合に思つています。

○福島瑞穂君 先ほど、井上委員の方から懲戒権の問題が質問がありました。私も同じ質問をしたいと思います。

簡裁代理関係業務に関する懲戒を法務局長が行うこととはやはり非常に変だと思います。登記に関しては確かに法務局が担当主管なわけですから、も、簡裁の訴訟代理権を持つわけですから、法務局長がそのことについて起きた様々な問題について懲戒権を持つことはやはりおかしいと。それは、弁護士会の懲戒権は自律的に、原則として法律的に行われているのですが、私は今後、司法書士あるいは土地家屋調査士ということを考へれば、自律的な懲戒制度、それがやはり地位の向上や自律性を高めるという点から良く、なぜ法務局長が簡裁代理関係業務に関する懲戒を行うのか。それは、法務局長は登記やそれについてはプロかもしませんけれども、訴訟の在り方については全く関係ないわけですから、これが法務局長が行うこととはおかしい、法務局の縛りからこれは外すべきだ、法務局から司法書士会をある程度少し解放すべきじゃないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 司法書士、土地家屋調査士による自律的懲戒制度、これをきちっと確立をして、一部のところからはやはり解放すべきだというふうに考えますが、繰り返しになつて済みません、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) まず、懲戒権でございますが、これは違法な行為をした場合に当然、行使が問題になるわけでありまして、訴訟進行が上手かどうか、その適否を判断するわけではありませんので、そういう違法な行為を司法書士が行っているかどうかという点に着目するわけでございます。

私どもとしては、これはあくまで個々の司法書士の方の選択の問題ではありますか、できるだけ多くの司法書士の方がその道を選んで、国民のために訴訟代理人ともなり得るという形で十分な法的サービスを提供できるようになっていけばと思つております。そういうことで、この研修については、日連に努力をしていただくなはもちろ

ります。もちろん、今回新たな権限として訴訟代理業務が入ったわけでございますが、全体としての司法書士の活動についての監督ということであれば、やはり從来から実績のある法務局長あれば、やはり從来から実績のある法務局長が適当であろうという具合に思つています。

○福島瑞穂君 腹頭、質問した司法書士の将来像に関してどう考えるかということとやはりつながつていくと思います。

今回、簡裁代理関係業務を行つわけで、やはり法務局に縛りを掛けるというのは従来の司法書士の業務にとらわれ過ぎていると。法務局は司法書士が担当する仕事の一歩しか担当しないわけですから、懲戒権を持つところはやはり非常に大きいわけで、弁護士の懲戒権に関しては原則として自律的にやっている、それが弁護士自身の地位の向上や自律的な議論や内部での解決ということについては力があるわけです。

そうすると、私は、やはり司法書士会、土地家屋調査士による自律的懲戒制度、これをきちっと確立をして、一部のところからはやはり解放すべきだというふうに考えますが、繰り返しになつて済みません、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 司法書士、土地家屋調査士というような国家資格を与えた者に対する懲戒権の行使というのは、これは公権力の行使でございます。したがいまして、公権力の行使を国機関が行うというのが原則でございます。

これは、他の例えば税理士であるとか弁理士であるとか、そういう国の専門資格については共通の性格でございます。ただいま御指摘を受けておられます弁護士法が弁護士自治を認めて、いわゆる國の懲戒の下に服さないというのがある意味では唯一の例外ではないかと思っております。

そういう点で、今回考えました司法書士及び土地家屋調査士につきましても、公権力の行使である懲戒をいかなる者に行使させるのが最も適切であるかという観点から検討を加えたものでござい

まして、そういう点でいえば、やはり從来から最も司法書士、土地家屋調査士の実情に明るい法務局の法務局長あるいは地方法務局長にその懲戒権の行使をゆだねるのは国の公権力の行使という観点から最も適切であると、こういうことでござります。

○福島瑞穂君 ただ、登記のことだけではなく、

今は代理関係、要するに訴訟の担当をやって、その解決について評価をされるわけですから、法務局は簡易裁判所における訴訟の代行権については関係ないわけですよね。ですから、私は強く、法務局長が懲戒を行うのではなく、それが法務大臣がいいのかどこがいいのか、ちょっとまだ分からりませんが、個人的には自律的な懲戒権の道を探るべきだし、少なくとも司法書士の権限を拡大していく過程において法務局長が懲戒権を持つといふのはもう合わないというふうに考えております。是非、今後再考してくださるようにお願ひいたします。

では次に、特認制度についてお聞きをいたしま

司法書士試験が国家試験となつた昭和五十四年以降の司法書士資格取得者の事由別割合、国家試験、大臣認定について教えてください。

○政府参考人(房村精一君) 昭和五十九年以前の統計がないものですから、昭和六十年から平成十三年まで申し上げますと、この間に司法書士となつた者のうち司法書士試験に合格した者が約六九%でございます。それから、法務大臣により認定された者が約三一%でございます。

なお、ちなみに、平成十四年の四月四日現在の司法書士の全国の会員数が一万七千百九十九名で、そのうち特認を受けた会員数は三千九名といふ具合に日本司法書士会から聞いております。

○福島瑞穂君 特認制度が、大臣認定で認められる司法書士の割合が三一%というのを多いと見るとか少ないと見るかは人によって様々かもしません。

ただ、私自身は、業界の地位向上ということで

あれば、特認制度で認められるよりはやはり一律に試験などで認められるという、国家試験合格者の数を増やしていくべきだ、要するに特認制度といふのが、悪い言葉で言えば、ちっちゃな天下りということになりかねないので、この三一%といふ数字は実は非常に高いではないかというふうにも思っております。

特認制度は将来的には廃止をする必要があるのではないか。副検事、検察事務官と司法書士の仕事の関連性といふのはあるのでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) まず、一般的に特認制度の趣旨でございますが、これは、法務事務官等、職務に長年従事したということによりまして培われた知識及び能力、こういうものを社会的に活用しようということから特認の制度を認めてい

るわけでございます。

特に、登記に関して申し上げれば、もちろん司

法書士の方々は試験を受けて適切にその事務を処理していただいているわけでありますが、登記所においても、新たに入った職員については、それ

に付けるべきものと考えております。

御指摘の副検事、検察事務官でございますが、これは司法書士の職務として検察庁あるいは裁判所に提出する書類の作成なども業務に入っ

ておりますので、その限りで全く関係がないわけではございませんし、こういう方々は法律的な事務を職業として行ってきたわけでございますの

で、その一定の能力に達している方であれば、司法書士としてやはりその能力を振るつていただく

と、いうことが相当ではないかと思つております。

○福島瑞穂君 長年、能力を持って働いてきて、それを社会的に役立てたいというのであれば、司

法を受けてなるべきではないですか。

○政府参考人(房村精一君) 試験といいますのは、基本的能力を大勢の人に関しても判定するため最も能率的な方法ということでこれが取られているわけでございますが、ただいま申し上げたような、現実に例えば登記の事務処理を行つてゐるということであれば、その職員の登記の事務処理に関する能力等は十分見極めが付いているわけ

でございますので、これを改めて試験をするまでもなく認定ができるということがそもそもこういう制度の基本的考え方ではなかろうかと思つております。

○福島瑞穂君 能力が客観的に明らかであれば、試験にすればもつとはつきりするじゃないですか。能力があるんだから試験を受ければいいわけで、ごめんなさい、だから試験を受ければいい

という言い方もちよつとひどいんです、例えれば弁護士事務所でも、秘書や事務の人たちは登記の手続などもやってくれたり、能力が高い人もたくさんいます。でも、その人たちは試験を受けて司法書士になりますし、現在、司法書士は非常にやり難い試験になつています。

もちろん、実務をやってきた人たちの能力が高いことはよく分かりますし、認めます。でも、そうであるならば、私は試験はすごく残酷、形式的なようで、恨みっこなしで単一的だというふうに思つんですね。ですから、きちっと特認制度みたいなバイパスをいろんな制度で認めるのではなく、試験やっちゃえればいいというふうに思つんですね。ですから、きちんと特認制度みた

いことはよく分かりますし、認めます。でも、そ

うであるならば、私は試験はすごく残酷、形式的なようで、恨みっこなしで単一的だというふうに思つんですね。ですから、きちんと特認制度みた

いことはよく分かりますし、認めます。でも、そ

うであるならば、私は試験はすごく残酷、形式的なようで、恨みっこなしで単一的だというふうに思つんですね。ですから、きちんと特認制度みた

いことはよく分かりますし、認めます。でも、そ

うであるならば、私は試験はすごく残酷、形式的なようで、恨みっこなしで単一的だというふうに思つんですね。ですから、きちんと特認制度みた

いことはよく分かりますし、認めます。でも、そ

うであるならば、私は試験はすごく残酷、形式的なようで、恨みっこなしで単一的だというふうに思つんですね。ですから、きちんと特認制度みた

いことはよく分かりますし、認めます。でも、そ

うであるならば、私は試験はすごく残酷、形式的な

います。

○福島瑞穂君 例えば、公証人についても、試験をやると書いてあって一度も試験を行つたことがないと。今、やはり国民の目は厳しくなっているので、公務員の優遇策みたいなことはもうこれか

ら維持できないんではないかと。

要するに、さつき試験が難しいという声もありましたので、試験をどうするかという問題はもちろらんあるわけですが、本当に公平に試験をやつて、それで試験の中身についてはいろいろ改革を

するなり、それはあればいいと思うんですね。でも、公務員については、長年勤務したということだけで優遇するというのはもう理解を得られないんじゃないかなと考へますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 長年勤めただけで認めているわけではございませんで、それなりに当然、公務員の場合には研修等で能力を身に付けてもらうという機会を与えると同時に、日々の勤務ぶりを見つつ、能力のある人間についてはそれなりに責任のあるポストに回すという形で人事管理が行われております。

そういう形で、長年掛けてその能力が実証された者を特認として認めていくということで運用を

いたしているわけでございますので、確かにそう

いう、それなら試験受ければという御意見はある

うかと思いますが、私どもから見ればそれだけ時

間を掛けて能力の判定をした上で認定をしており

ますので、あえて試験を受けさせるまでのことは

ないのではないかということでおざいます。

○福島瑞穂君 やいや、試験でやつた方が一律で

非常に簡単で、勤務成績がいいから試験なくていいというのは、ちょっともうどうなのでしょう

いというの、いや、もちろん、試験をやればほとんどそれだけおっしゃるように優秀であれば通られると思うので、と思います。

それで、続けて税理士の特認制度についてお聞

きをいたします。

税理士の、税理士試験を受けてなる人と、それ

から税務署の職員として働いてきた人の割合、

パーセンテージを教えてください。

○政府参考人(福田進君) お答え申し上げます。

税理士資格の取得事由には、今、先生御指摘の

ように、税理士試験合格、税理士試験免除のほ

か、弁護士、公認会計士資格取得があるとか、昭

和二十六年の税理士制度創設以降、資格取得制度

の改正が行われておりますので、なかなかその把

握は難しいわけですが、一つの見方とい

たしまして、平成十三年三月末現在、税理士とし

て登録をされている者のうちで、短期間でも職員

であつた者で、その後試験を受けられたり、ある

いは弁護士になられたりとか、そういうった者を含

んでおりますが、いずれにしても元国税職員の占

める割合は三七・六%ということです。

○福島瑞穂君 税理士試験に一本化するとい

とはいかがでしようか。要するに、税務署の職員

を長くやっていれば税理士になれるわけですよ

ね。ですから、その特認制度についての見直しに

ついてはいかがでしようか。

○政府参考人(福田進君) 今、先生御指摘の、国

税職員が税理士となるために必要な学識や応用能

力を有していると認められてまして、税理士試験の

試験科目の全科目を免除されるためには、国家公

務員の採用試験に合格し、職員として採用された

上で、二十三年以上の実務経験、それから監督的

職務への五年以上の在職、並びに国税審議会の指

定した高度の研修の修了、こういった要件を満た

すことが必要でございまして、ただ単に勤務して

いればいいということではございませんで、一言

付けて加えさせていただきたいと存じます。

今申し上げましたように、行政の専門実務家に

対しまして、その実務経験を通じて得られる知識

を尊重して、その分野における資格取得に必要な

試験の免除を認めることは、今御議論されており

いるのではないかと、いろいろふうに考えております。

○福島瑞穂君 ただ、税理士会も司法書士会もそうだと思いますんですが、試験を受けてなった人と、結果は分かんんですが、今どこの資格試験もとてつそれから公務員をやってその業績の結果なつていもなく難しくなつて、希望が非常に多いと。そうすると、若い人から見れば、公務員になつたら割りを発揮されてきたというのはよく分かります。が、やはり基準が分からぬ、はつきりしない。私も優秀でその問題についてプロであるの私自身は、優秀でその問題についてプロであるのであれば、やはりきちっと試験を受けて入ってくるという方が、業界全体の透明性を高めるとか、格上げということには役立つというふうに思つております。

○福島瑞穂君 ですから、是非、税理士の特認制度について今後検討の余地はあるのでしょうか。お願いします。

○政府参考人(福田進君) 繰り返しで恐縮でござりますが、行政の専門実務家に対しまして、資格取得に必要な試験の免除を認めること、これ自体合理性があると認められていることを御理解願えればと存じます。

○政府参考人(福田進君) いずれにいたしましても、税理士について申し上げますと、税法も会計制度も御案内のように年とともに改正されておりまして、試験の合格者であれ免除者であれ、税理士としての使命を果自ら研さんを通じて常に税理士としての使命を果たされているものと私どもは承知しております。

○福島瑞穂君 特認制度については、本当に公平なのかどうかということについて、今後も是非検討をよろしくお願いします。

○政府参考人(房村精一君) 土地家屋調査士につきましても特認制度は認められておりますし、今回も法改正でもその点について別段の変更は加えておりません。

○福島瑞穂君 何年やれば土地家屋調査士になれるのでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 法律上の規定としては、十年間勤めればということになつております。

○福島瑞穂君 司法書士会の特別研修の内容や期間や内訳についてはどうお考えでしょうか。

○政府参考人(房村精一君) 司法書士会の研修でございますが、一基本的には司法書士の方々は現

在、裁判所に提出する書類の作成はできることになっておりますので、今回与えられる代理権の行使については、現実に法廷に出廷して訴訟代理人として活動するということが新たな業務になりますので、その点について、弁論技術であるとか証人尋問技術、あるいは事件についての争点の把握の仕方、あるいは立証計画、こういったような正に法廷実務家として要求される能力を身に付けるとバイパスで入れるみたいな、それは長期的に見て業界全体にとっても実は良くないと思いますし、もう少し透明、公平、一律、画一、きちっと研修もやりとうに思います。是非、今後この点について再考していただけるようにお願いいたします。

そこで、土地家屋調査士について、表示に関する登記のうち申請義務を課している手続に要する報酬の基準などについて、公共性を踏まえた上で分かりやすい方がいいのではないかと。今回、報酬規定については、司法書士及び土地家屋調査士の業務に係る報酬規定が会則から削除されることに伴うわけですが、適切な報酬設定が行われるよう周知徹底などは必要だと考えますが、いかがでしょか。

○政府参考人(房村精一君) 御指摘のように、今回の改正で報酬規定につきましては、司法書士会、土地家屋調査士会とも会則事項から落としております。

そういう場合に、利用する国民の立場から見て、その依頼した事務に対してもどの程度の報酬を払わなければならぬのかということが分かりにくくなつては、これは利用する立場の国民が不安に駆られますので、その点については利用する国民の立場に立つて、どの程度の報酬を請求されるのかということが分かるようだ、それぞれの各資格者が報酬基準を定めまして自分の事務所内に掲示するというようなこと、あるいはそういうふた会員の報酬基準の定め方が大体どの範囲なのかといふべきことには考えております。

○委員長(高野博師君) 時間です。

○福島瑞穂君 はい。

じゃ、時間ですので、終わります。

○委員長(高野博師君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時十五分散会